【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月31日
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　橋本　幸子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
【事務連絡者氏名】	坂井　瑛美
【電話番号】	03-6703-4100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）　本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド
（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
当初元本は、１口当り１円です。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。
※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

（４）【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。
ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（５）【申込手数料】

① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。
（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）
なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の２つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

（６）【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年11月１日から2026年５月１日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（９）【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」で払い込みください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

① 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

② 日本以外の地域における発行

行いません。

③ 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日
・ニューヨーク証券取引所の休場日
・ロンドン証券取引所の休場日

④　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆　投資信託振替制度とは、

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）は、国内外の債券および株式ならびに海外の不動産投資信託証券市場を代表する指数で構成される複合インデックスに連動する投資成果を目的として運用を行います。

② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／内外／資産複合／インデックス型に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合	インデックス型 特　殊　型

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複合（債券・株式・不動産投信）資産配分変更型）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他＊

＊複合インデックス

＜各分類および区分の定義＞

Ⅰ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）等の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

Ⅱ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式・不動産投信）資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として債券・株式・不動産投信に投資する。また、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
決算頻度による属性区分	年１回	目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
対象インデックス	その他	日経２２５およびＴＯＰＩＸに当てはまらない全てのものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　信託金の限度額は、１兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

④　ファンドの特色

1

国内外の債券および株式ならびに海外の不動産投資信託証券（以下「リート」といいます。）を主な投資対象とします。

親投資信託およびブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「投資対象ファンド」といいます。）を通じて投資を行います。

※　投資対象ファンドについては、後述の追加的記載事項「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

2

各投資対象資産を代表する指数（以下「対象指数」といいます。）で構成される複合インデックスに連動する投資成果を目指します。

複合インデックスは、対象指数のリターンに、委託会社が定める各資産への資産配分比率（以下「基本投資割合」といいます。）を乗じて算出されます。

投資対象資産	対象指数	基本投資割合
国内債券	NOMURA-BPI総合	31.0%
国内株式	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	21.7%
先進国債券	FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース）	14.0%
先進国株式	MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て）	20.9%
新興国株式	MSCIエマージング・マーケッツ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て）	5.4%
先進国リート	S&P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース）	7.0%

※　上記基本投資割合については、2025年7月末現在のものであり、定期的な見直しにより変更となります。
※　各対象指数については、後述の追加的記載事項をご覧ください。

■基本投資割合は、各投資対象資産についてブラックロックが推計する長期的に期待される収益率およびリスク等をもとに最適化を行い、想定変動リスク*の水準があらかじめ定めた目標値程度となるように決定されます。基本投資割合は、原則として毎年見直されます。

＊変動リスクとは、価格変動の幅の程度を意味します。当ファンドの収益率とは異なります。

3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

投資信託等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部をブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド（BlackRock Asset Management North Asia Limited）に委託します。

（追加的記載事項）

投資対象ファンドの概要

形態	ファンド名	主な投資対象	運用方針	委託会社または運用会社
親投資信託	国内債券インデックス・マザーファンド	日本の公社債	円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI総合）に連動する運用成果を目指します。	ブラックロック・ジャパン株式会社
	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の公社債	日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））に連動する運用成果を目指します。	
	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の株式	日本を除く先進国の株式市場を代表する指数（MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て））に連動する運用成果を目指します。	
	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の不動産投資信託証券	日本を除く先進国の不動産投資信託証券（リート）市場を代表する指数（S&P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。	
上場投資信託証券	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	日本の株式	TOPIX（配当込み）の動きと高位に連動することを目指した運用を行います。	ブラックロック・ジャパン株式会社
	iシェアーズ MSCI コクサイ ETF	日本を除く先進国の株式	日本を除く先進国の株式で構成される指数であるMSCIコクサイ指数と同等の投資成果をあげることを目標としています。	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	新興国の株式	新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケッツ指数と同等の投資成果をあげることを目標としています。	
	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF	新興国の株式	新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケッツ指数と同等の投資成果をあげることを目標としています。	ブラックロック・アセットマネジメント・アイルランド・リミテッド

※上記の投資対象ファンドは、対象指数との連動性や運用上の効率性等を勘案し、変更することがあります。
※投資対象ファンドのベンチマークは本書作成時現在のものであり、将来変更となる場合があります。

各対象指数の著作権等について

■ NOMURA-BPI 総合
NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

■ 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値および東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

■ FTSE世界国債インデックス（除く日本）
FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■ MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケッツ指数
MSCIコクサイ指数は、日本を除く世界の主要先進国の株式を、またMSCIエマージング・マーケッツ指数は、新興国の株式を対象とする株価指数であり、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■ S&P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み）
S&P先進国REIT指数は、先進国の不動産投資信託を対象とする指数であり、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社（以下、同社）が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

ブラックロックについて

■ グループ本社をニューヨークに置き、世界40ヵ国以上に配置された社員数は約20,000名に上り、資産運用関連の幅広いビジネスを展開しています。

■ 運用プロフェッショナル3,100名超を配置しており、さまざまな資産、国・地域のスペシャリストの知見が運用に活かされます。

※2025年3月末現在

運用資産残高

第1位
1,411兆円

高いリスク管理能力と幅広く優れた運用能力により、運用資産残高世界第1位の資産運用会社となっています。

世界の運用機関資産残高ランキング

	運用機関名	運用資産残高
1	**ブラックロック**	**約1,411兆円**
2	バンガード・グループ	約1,212兆円
3	フィデリティ・インベストメンツ	約646兆円
4	ステート・ストリート・グローバル	約582兆円
5	J.P.モルガン・チェース	約482兆円

出所:Pensions & Investments "The world's largest 500 asset managers - A Thinking Ahead Institute and Pensions & Investments joint study- " as of Dec. 31, 2023　ブラックロック資産残高円換算レート:1ドル=140.980円(WMロイター、2023年12月末時点)

上場投資信託(ETF)シェア&銘柄数

第1位
29%

世界の全上場投資商品約2,409兆円のうち約690兆円(29%)、13,737本のうち1,199本をブラックロックのiシェアーズETFが占め、シェアは世界第1位です。

iShares by BlackRock

全ETFの業界シェア

出所:ブラックロック(2025年6月末現在、円換算レート:WMロイター 1ドル=144.45円)

インデックス運用の先駆け

第1号
1971年
運用開始

1971年に最初のインデックス運用を手がけたことに始まり、テクノロジーを活用した先進的な運用手法を積極的に取り入れています。

ブラックロック本社が入居するビル
(ニューヨーク市)

ブラックロック
マルチアセット運用部による運用

■ 当ファンドの運用は、米国および世界各国において、さまざまな投資対象を活用した長期的な分散投資に豊富な経験を有するブラックロックのマルチアセット運用部が担当します。

■ ブラックロックのマルチアセット運用は、世界のさまざまな投資対象の投資機会を見極め、運用環境の変化に対応した資産配分を行うことにより、より良い投資成果をあげることを目指します。

30年超の マルチアセット運用経験(注)

ブラックロックは、各種の投資信託として、また、さまざまな運用ニーズにカスタマイズした運用として、30年超にわたりマルチアセット運用を提供してきた実績を持ちます。

精緻な 資産配分決定モデル

各国・各地域の運用環境の分析に基づき、投資対象とする各資産について長期に期待される収益率と推定されるリスク等に応じて長期的な分散投資を目指す最適な資産配分を決定します。

346兆円以上の 運用資産残高(注)

ブラックロックのマルチアセット運用は、500名超の運用プロフェッショナルがこれを担っており、運用資産残高は合計で2兆3,920億米ドル（約346兆円）に上ります。

（注）出所：ブラックロック（2025年6月末現在、円換算レート：WMロイター 1ドル＝144.45円）

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドで採用されている資産配分決定モデル

ロング・ホライズン・モデル

各資産について、それぞれ10年程度の長期に期待される収益率や推定されるリスク（標準偏差）および各資産間の相関等を考慮のうえで、目標とするリスク水準に対して、最も高いリターンが期待できる資産配分を策定するブラックロック独自のモデルです。

調査・分析

ポートフォリオ構築

資産配分の見直し

インデックス・ファンド、上場投資信託証券（ETF）を活用

インデックス・ファンド、上場投資信託証券（ETF）を活用して世界の債券、株式、リートに分散投資

インデックス運用（インデックス・ファンド）とは

インデックス運用とは、投資信託などの運用の手法のひとつで、運用の目標とするベンチマーク（日経平均株価やTOPIXなどの指標）の値動きに連動する運用成果を目指す運用手法のことをいいます。一方、ベンチマーク（指標）の値動きを上回る運用成果を目指す運用手法のことを「アクティブ運用」といいます。インデックス・ファンドに投資をすることで、少ない金額の投資であっても、特定の市場全体（指数を構成する銘柄全て）に投資することと同様の効果が期待されます。

ETF（イー・ティー・エフ）とは

英語のExchange Traded Fundsの頭文字をとったもので、日本語では「上場投資信託証券」のことをいいます。上場投資信託証券（ETF）は特定の市場のインデックス（指数）等の値動きに連動するように設計され運用される投資信託ですが、世界各国の取引所に上場し取引をされていることが、日本国内の店頭等で募集されている投資信託とは異なる点です。上場投資信託証券（ETF）はその市場の取引時間中は価格が動いており、取引時間中に売買できる流動性が高い金融商品です。

ブラックロックの
上場投資信託ブランド
iシェアーズETF

iShares by BlackRock

■ ブラックロックは「iシェアーズ（iShares）」ブランドのETF（上場投資信託）を世界で提供しています。

- **純資産残高:** 4兆7,745億ドル（業界首位）
- **銘柄数:** 1,199本（業界首位）
- **国内上場銘柄数:** 44本

（2025年6月末現在）

インデックス・ファンド、上場投資信託証券（ETF）活用の効果

高度な
分散投資

＋

容易な
資産配分の変更

上記はインデックス・ファンド、上場投資信託証券（ETF）を通じて世界のさまざまな資産に投資を行う場合の一般的な特長を示したものであり、個別のインデックス・ファンドやETFに当てはまらない場合もあります。また投資環境によっては、上記のような投資が行えない場合もあります。

（２）【ファンドの沿革】

2018年１月10日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

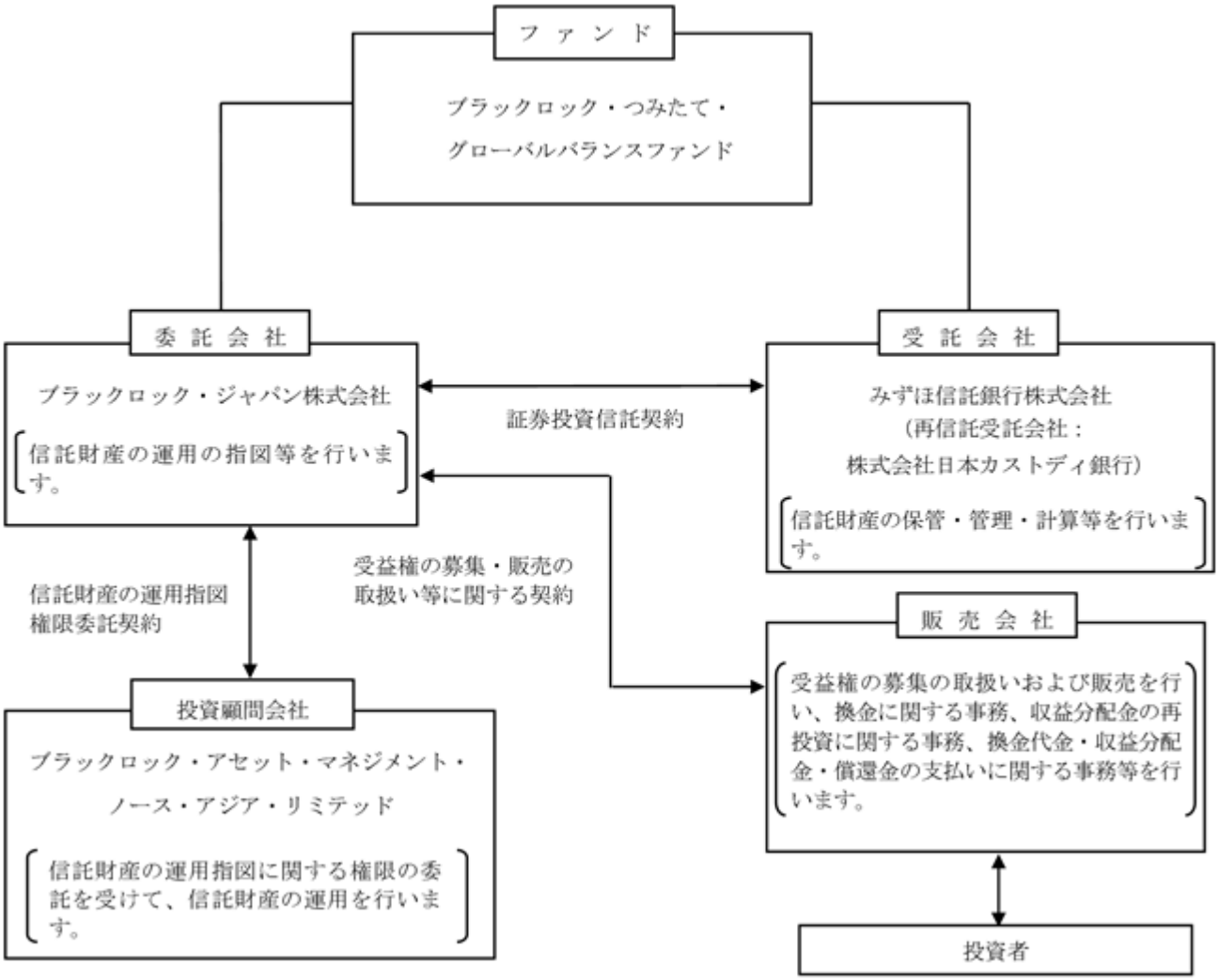

＜契約等の概要＞

ａ．「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

ｂ．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

ｃ．「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

＜委託会社の概況＞

2025年７月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

ａ．資本金　　3,120百万円

ｂ．沿革

1985年１月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年３月　証券投資顧問業者として登録 1987年６月　投資一任業務認可を取得 1997年12月　投資信託委託業務免許を取得
1988年３月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年６月　証券投資顧問業者として登録 1989年１月　投資一任業務認可を取得 1998年３月　投資信託委託業務免許を取得
1999年４月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年６月　証券投資顧問業者として登録 1999年８月　投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

ｃ．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号	15,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 投資対象ファンドへの投資を通じて、別に定める国内外の債券市場、株式市場ならびに海外の不動産投資信託証券（以下「リート」といいます。）市場を代表する指数（以下「対象指数」といいます。）で構成される複合インデックス（以下「複合インデックス」といいます。）に連動する投資成果を目指します。
② 国内債券、国内株式、先進国債券、先進国株式、新興国株式、先進国リートの６つの資産に投資します。
③ 投資信託証券への投資は、別に定める投資対象ファンドの受益証券の中から委託会社の判断により決定します。
④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑤ 投資対象ファンドにおいては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。
⑥ ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド(BlackRock Asset Management North Asia Limited)に投資信託等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部を委託します。
⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。

※ 委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行いまたは行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

＜複合インデックスについて＞
対象指数のリターンに、委託会社が定める各資産への基本投資割合を掛け合わせた複合インデックスを当ファンドのベンチマークとします。基本投資割合は、投資対象とする各資産の長期の期待収益率およびリスク等に応じて定期的に見直されます。その際、複合インデックスの変動リスクの水準をあらかじめ定めた目標値程度となるように基本投資割合を決定します。なお、当該目標値は、年率12%程度*です。

対象指数
NOMURA-BPI総合
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース）
MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て）
MSCIエマージング・マーケッツ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て）
Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース）

＊ 上記の数値は目標値であり、必ずしも目標値が達成されることを保証するものではありません。

＜投資対象ファンド＞
（親投資信託）
・ 国内債券インデックス・マザーファンド
・ 先進国債券インデックス・マザーファンド
・ 先進国株式インデックス・マザーファンド
・ 先進国リート・インデックス・マザーファンド

（上場投資信託証券）
・ iシェアーズ・コア TOPIX ETF
・ iシェアーズ MSCI コクサイ ETF
・ iシェアーズ MSCI エマージング・マーケットETF
・ iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF

※ 上記の投資対象ファンドは、対象指数との連動性や運用上の効率性等を勘案し、委託会社の判断により適宜、追加、除外または変更等の見直しを行うことがあります。

（２）【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券

ｂ．約束手形（ａ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

ｃ．金銭債権（ａ．およびｂ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める親投資信託の受益証券およびブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．国債証券

ｂ．地方債証券

ｃ．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）

ｄ．短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に関する特定短期社債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。)

ｅ．コマーシャル・ペーパー

ｆ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ｇ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、ａ．からｃ．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

投資対象ファンドの概要

ａ．国内債券インデックス・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
投資目的および投資態度	①　円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI総合）に連動する運用成果を目指します。指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案して委託会社が決定します。 ②　効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。 ③　対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。 ④　ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。 ⑤　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
設定日	2013年９月12日
信託期間	無期限
主な投資対象	円建ての債券等を主要投資対象とします。
主な投資制限	①　株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③　外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ④　上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。 ⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。 ⑧　以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。 １．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的 ３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
管理報酬	ございません。（注）
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。
決算日	年１回（８月２日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

（注）　投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

ｂ．先進国債券インデックス・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
投資目的および投資態度	①　日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。 ②　効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。 ③　対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。 ④　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤　ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。 ⑥　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
設定日	2013年９月12日
信託期間	無期限
主な投資対象	日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。
主な投資制限	①　株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④　上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。 ⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。 ⑧　以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。 １．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的 ３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
信託報酬	ございません。（注）
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。
決算日	年１回（８月２日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

（注）　投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

ｃ．先進国株式インデックス・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
投資目的および投資態度	①　日本を除く先進国の株式市場を代表する指数（MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。 ②　効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。 ③　対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。 ④　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤　ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。 ⑥　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
設定日	2013年９月３日
信託期間	無期限
主な投資対象	日本を除く先進国の株式等を主要投資対象とします。
主な投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ④　上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。 ⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。 ⑧　以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。 １．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的 ３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
信託報酬	ございません。（注）
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。
決算日	年１回（５月２日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

（注）　投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

ｄ．先進国リート・インデックス・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
投資目的および投資態度	①　日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数（Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。 ②　効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（ＥＴＦ）への投資を行う場合があります。 ③　対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。 ④　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤　ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。 ⑥　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
設定日	2013年９月26日
信託期間	無期限
主な投資対象	日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。
主な投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ④　上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。 ⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。 ⑧　以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）を行いません。 １．当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ２．当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的 ３．当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
信託報酬	ございません。（注）
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。
決算日	年１回（11月２日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

（注）　投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

ｅ．iシェアーズ・コア　TOPIX ETF

形態	証券投資信託／上場投資信託 主たる上場取引所：東京証券取引所
投資目的および投資態度	①　TOPIX（配当込み）（以下「対象指数」といいます。）の動きと高位に連動することを目指した運用を行います。 ②　次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行います。 ・　対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の指数構成比率の修正が行われた場合もしくは当該修正が公表された場合 ・　対象指数の計算方法が変更された場合 ・　この投資信託における追加信託、交換が行われた場合 ・　その他、委託会社が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合 なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。 ③　ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。 ④　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
設定日	2015年10月19日
信託期間	無期限
主な投資対象	投資対象有価証券は、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式とします。
主な投資制限	①　株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、この投資信託の当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。 ②　委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）または店頭売買有価証券登録原簿に登録（登録予定を含みます。）されている銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。 ③　外貨建資産への投資は、原則、行いません。 ④　信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を約款で規定する範囲内で貸付の指図をすることができます。
信託報酬	年0.0495%（税抜0.045%）以内
その他費用	上場に係る費用、対象指数の商標の使用料について、ファンドの純資産総額の年0.0495%（税抜0.045%）を上限として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、売買委託手数料等について、その都度もしくは毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。 また、株式の貸付を行った場合は、その都度、信託財産の収益となる品貸料の２分の１相当額以内が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。
決算日	年２回（２月９日および８月９日）
収益分配方針	年２回の毎決算時に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

ｆ．iシェアーズ　MSCI コクサイ ETF

形態	上場投資信託証券 主たる上場取引所：ニューヨーク証券取引所 Arca
投資目的および投資態度	当ファンドは、日本を除く先進国の株式で構成される指数である MSCIコクサイ指数（以下「対象指数」といいます。）と同等の投資成果をあげることを目標としています。
設定日	2007年12月10日
信託期間	無期限
主な投資対象	対象指数の構成銘柄および本対象指数の構成銘柄と実質的に同じ経済的性質を有する投資商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	・原則として、特定の証券、業種への集中投資は行いません。 ・原則として、貸付は行いません。 ・借入については、換金請求等に応じるための一時的な用途のために行うことができます。それ以外の目的で借入を行う場合は、純資産の1/3を超えて、借入を行うことができません。 ・原則として、優先証券の発行はしません。 ・原則として、不動産への投資は行いません。 ・原則として、有価証券の引受は行いません。
運用管理報酬	年0.25%（2025年６月末現在）
決算日	毎年７月末日
収益分配方針	純投資収益からの配当(もしあれば)は、当ファンドより、通常少なくとも年１回決定され支払われます。
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

ｇ．ｉシェアーズ　MSCI エマージング・マーケット ETF

形態	上場投資信託証券 主たる上場取引所：NYSEアーカ
投資目的および投資態度	当ファンドは、新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケッツ指数（以下、「対象指数」といいます。）と同等の投資成果をあげることを目標としています。
設定日	2003年４月７日
信託期間	無期限
主な投資対象	対象指数の構成銘柄および本対象指数の構成銘柄と実質的に同じ経済的性質を有する投資商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	・原則として、貸付は行いません。 ・原則として、優先証券の発行はしません。 ・有価証券貸付を行う場合を除く、資産を担保、抵当等に入れる取引を行いません。 ・原則として、不動産への投資は行いません。 ・原則として、有価証券の引受は行いません。 ・原則として、信用取引や売り建てポジションの構築はしません。 ・原則として、商品への投資は行いません。
運用管理報酬	年0.72%（2025年６月末現在）
決算日	毎年８月末日
収益分配方針	純投資収益からの配当(もしあれば)は、当ファンドより、通常少なくとも年１回決定され支払われます。
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

ｈ．ｉシェアーズ　MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF

形態	上場投資信託証券 主たる上場取引所：ロンドン証券取引所
投資目的および投資態度	当ファンドは、新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケッツ・インデックス（以下、「対象指数」といいます。）と同等の投資成果をあげることを目標としています。
設定日	2005年11月18日
信託期間	無期限
主な投資対象	対象指数の構成銘柄および本対象指数の構成銘柄と実質的に同じ経済的性質を有する投資商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	・原則として、譲渡可能な有価証券またはマネー・マーケット・ファンド以外の証券に純資産総額の10%以上を投資しません。 ・原則として、1年以内に上場予定の譲渡可能な有価証券に純資産総額の10%以上を投資しません。 （米国の144A規制の適用を受ける証券を除く。） ・原則として、資金の借入は一時的に限り、借入額は純資産総額の10%を超えません。
運用管理報酬	年0.18%（2025年７月末現在）
決算日	毎年２月末日
収益分配方針	純投資収益からの配当(もしあれば)は、当ファンドより、原則として年４回決定され支払われます。
運用会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
受託会社	ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ（アイルランド）リミテッド
投資顧問会社	ブラックロック・アドバイザーズ（ＵＫ）リミテッド

（３）【運用体制】

①　ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

②　ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
　社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

③　当ファンドの運用は、マルチアセット戦略部と協働してマルチアセット運用部（10名程度）が担当いたします。なお、投資信託等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部をブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド（BlackRock Asset Management North Asia Limited）に委託します。

＜運用プロセス＞

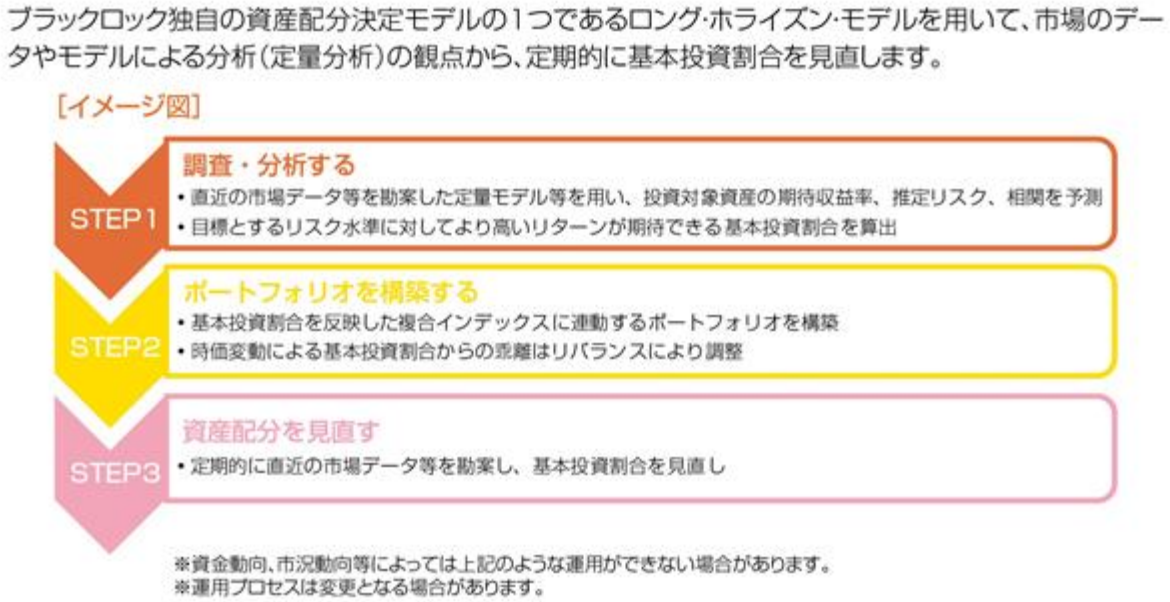

<u>ブラックロック・グループ</u>

　ブラックロック・グループは、運用資産残高約12.5兆米ドル＊（約1,810兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。
　当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行っております。
＊　2025年６月末現在。(円換算レートは１米ドル＝144.445円を使用)

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

年１回の毎決算時（原則として８月２日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

ａ．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

ｂ．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ｃ．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配

ａ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の支払い

ａ．支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として５営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ｂ．時効

投資者が、ａ．(a)に規定する支払開始日から５年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．ａ．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．換金等の事由により、ｂ．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．ａ．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑥ 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑦ 資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧　信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

⑨　デリバティブ取引等に係る投資制限

以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の５で定めるものをいいます。）を行いません。

- **当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的**
- **当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的**
- **当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的**

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

ａ．金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｂ．信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｃ．株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｄ．為替変動リスク

外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｅ．カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

エマージング（新興国）市場の発行体が発行する有価証券に投資する場合、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因に伴い、より大幅な有価証券の価格変動または流動性の低下が考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｆ．不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合には、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｇ．デリバティブ取引のリスク

デリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

※ 複合インデックスの基本投資割合は定期的に見直されます。したがって、ファンドの各資産への投資割合も変動しうるため、一定の固定された割合で投資する場合と比べ、当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、収益率が低い資産への割合が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への割合が比較的小さい場合、収益性を悪化させる要因となります。

② ファンド運営上のリスク

a．上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）をほぼ直接に受けることが想定されます。

b．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

c．ファンドの繰上償還

ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

d．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

e．流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
・不動産投資信託証券の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、不動産投資信託市場動向が不安定になった場合
・投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ETFの上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

f．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※　リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2020年8月～2025年7月）

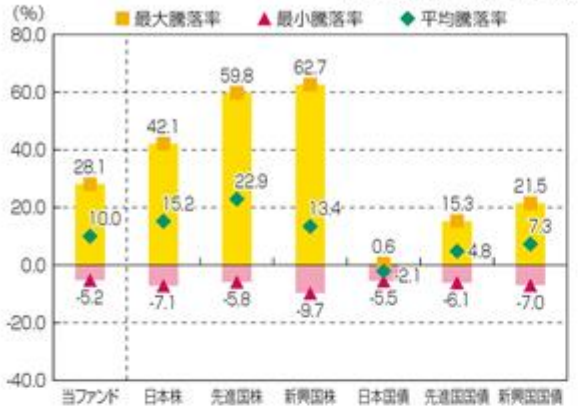

※上記グラフは過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2020年8月～2025年7月）

※上記グラフは過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示します。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出されない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
※各資産クラスの指数
日本株…… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
新興国株…… MSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)
日本国債…… NOMURA−BPI国債
先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
NOMURA−BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA−BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA−BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)はFTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には、消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の２つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額

ファンドの実質的な信託報酬（ａ＋ｂ）は、信託財産の純資産総額に対して年0.6378%（税抜0.6000%）以内となります。

（ご参考）

2025年7月末現在での当ファンドの投資対象およびその投資割合に基づき算出した実質的な運用管理費用は、年0.4482%（税抜0.4072%）程度です。当該料率は運用状況等によって変動します。

ａ．当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.40073%（税抜0.3643%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.15323% （税抜0.1393%）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.2200% （税抜0.2000%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0275% （税抜0.0250%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

ｂ．投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資対象ファンドの信託報酬（投資対象ファンドから支払われます。）は、年0.2370%（税抜　0.2357%）以内となります。

なお、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

③ 下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

１．受益権の管理事務に関連する費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
６．公告に係る費用
７．他の信託との併合および信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
８．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

④ 外貨建資産の保管等に要する費用等＊は、その都度、信託財産中より支弁します。

＊海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

⑤ 投資する上場投資信託証券に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用、上場に係る費用、対象指数の商標の使用料、租税等が別途当該上場投資信託証券から支払われる場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

ａ．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。

ｂ．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

ｄ．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。）

② 換金時および償還時の課税について

ａ．個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

ｂ．法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

ａ．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税５%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。
ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。
当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ｂ．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年７月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

・直近の運用報告書の対象期間（2024年8月3日から2025年8月4日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①当ファンドの費用の比率	②投資先ファンドの運用管理費用の比率
0.46%	0.42%	0.05%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）です。
※①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
※①の費用と②の費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。
※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2025年７月末現在のものです。

「ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド」

(1)【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		15,109,095,734	33.17
	内　日本	10,089,533,406	22.15
	内　アイルランド	2,563,747,458	5.63
	内　アメリカ	2,455,814,870	5.39
親投資信託受益証券		30,391,822,234	66.71
	内　日本	30,391,822,234	66.71
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		55,845,133	0.12
純資産総額		45,556,763,101	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	13,882,200,976	1.0099	14,020,146,725	0.9912	13,760,037,607	30.20
2	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	日本	投資信託受益証券	33,091,287	270.3363	8,945,776,539	304.9000	10,089,533,406	22.15
3	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,382,358,538	4.4870	6,202,726,436	5.2451	7,250,608,767	15.92
4	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	3,832,864,502	1.5715	6,023,491,337	1.6355	6,268,649,893	13.76
5	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,153,000,914	2.6561	3,062,574,858	2.6995	3,112,525,967	6.83
6	iShares MSCI EM UCITS ETF USD (Dist)	アイルランド	投資信託受益証券	351,795	6,305.47	2,218,232,827	7,287.61	2,563,747,458	5.63
7	iShares MSCI Kokusai ETF	アメリカ	投資信託受益証券	128,299	16,400.03	2,104,107,987	19,141.34	2,455,814,870	5.39

(注)　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	33.17
親投資信託受益証券	66.71
合計	99.88

(注)　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年７月末現在、同日前１年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第１期(2018年８月２日)	677,323,251	(同左)	0.9799	(同左)
第２期(2019年８月２日)	3,440,275,158	(同左)	0.9543	(同左)
第３期(2020年８月３日)	7,175,446,926	(同左)	0.9465	(同左)
第４期(2021年８月２日)	13,094,813,751	(同左)	1.1043	(同左)
第５期(2022年８月２日)	18,762,109,127	(同左)	1.1415	(同左)
第６期(2023年８月２日)	26,761,748,921	(同左)	1.2908	(同左)
第７期(2024年８月２日)	35,896,556,398	(同左)	1.4651	(同左)
第８期(2025年８月４日)	44,996,386,992	(同左)	1.5708	(同左)
2024年７月末現在	37,079,431,134	－	1.5130	－
2024年８月末現在	36,953,228,287	－	1.4849	－
2024年９月末現在	37,805,170,505	－	1.4956	－
2024年10月末現在	39,566,527,741	－	1.5468	－
2024年11月末現在	39,689,959,462	－	1.5317	－
2024年12月末現在	41,073,071,369	－	1.5660	－
2025年１月末現在	41,394,250,835	－	1.5575	－
2025年２月末現在	40,858,557,877	－	1.5158	－
2025年３月末現在	40,769,053,491	－	1.4935	－
2025年４月末現在	40,409,645,233	－	1.4605	－
2025年５月末現在	42,614,690,131	－	1.5209	－
2025年６月末現在	44,011,381,251	－	1.5537	－
2025年７月末現在	45,556,763,101	－	1.5899	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第１期	－
第２期	－
第３期	－
第４期	－
第５期	－
第６期	－
第７期	－
第８期	－

③【収益率の推移】

	収益率(％)
第１期	△2.0
第２期	△2.6
第３期	△0.8
第４期	16.7
第５期	3.4
第６期	13.1
第７期	13.5
第８期	7.2

（注）　収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第１期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（１万口当たり）として計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第１期	702,845,643	11,604,074	691,241,569
第２期	3,046,419,788	132,779,720	3,604,881,637
第３期	4,306,487,872	329,952,824	7,581,416,685
第４期	4,957,631,340	681,157,684	11,857,890,341
第５期	5,316,512,585	738,637,270	16,435,765,656
第６期	5,403,623,185	1,106,832,926	20,732,555,915
第７期	5,379,648,236	1,611,114,616	24,501,089,535
第８期	5,955,937,852	1,811,626,327	28,645,401,060

（参考情報）

「国内債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		46,299,964,260	85.98
	内　日本	46,299,964,260	85.98
地方債証券		2,707,930,337	5.03
	内　日本	2,707,930,337	5.03
特殊債券		1,700,440,567	3.16
	内　日本	1,700,440,567	3.16
社債券		3,068,656,060	5.70
	内　日本	3,068,656,060	5.70
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		75,719,838	0.14
純資産総額		53,852,711,062	100.00

（注）　当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	４７２　２年国債	日本	2027/5/1	0.7	国債証券	530,000,000	99.93	529,661,600	99.86	529,268,600	0.98
2	３７８　１０年国債	日本	2035/3/20	1.4	国債証券	535,000,000	99.42	531,918,850	98.86	528,938,450	0.98
3	２８　３０年国債	日本	2038/3/20	2.5	国債証券	490,000,000	111.24	545,124,290	106.87	523,682,600	0.97
4	２９　３０年国債	日本	2038/9/20	2.4	国債証券	464,000,000	111.25	516,242,240	105.25	488,387,840	0.91
5	３４６　１０年国債	日本	2027/3/20	0.1	国債証券	478,000,000	98.83	472,410,200	98.96	473,062,260	0.88
6	１４０　２０年国債	日本	2032/9/20	1.7	国債証券	455,000,000	105.65	480,718,700	102.98	468,568,100	0.87
7	１２５　２０年国債	日本	2031/3/20	2.2	国債証券	440,000,000	107.21	471,757,000	105.80	465,546,400	0.86
8	１５５　５年国債	日本	2027/12/20	0.3	国債証券	450,000,000	98.81	444,682,000	98.73	444,312,000	0.83
9	２　ＣＴ１０年国債	日本	2034/3/20	1	国債証券	460,000,000	97.29	447,538,200	96.51	443,946,000	0.82
10	３５１　１０年国債	日本	2028/6/20	0.1	国債証券	453,000,000	98.34	445,509,800	97.80	443,056,650	0.82
11	１４５　２０年国債	日本	2033/6/20	1.7	国債証券	430,000,000	106.69	458,803,000	102.75	441,825,000	0.82
12	１４２　２０年国債	日本	2032/12/20	1.8	国債証券	424,000,000	105.13	445,781,200	103.61	439,319,120	0.82
13	４６８　２年国債	日本	2027/1/1	0.6	国債証券	440,000,000	99.81	439,197,200	99.81	439,194,800	0.82
14	３２　３０年国債	日本	2040/3/20	2.3	国債証券	423,000,000	107.31	453,958,300	102.35	432,953,190	0.80
15	３４　３０年国債	日本	2041/3/20	2.2	国債証券	425,000,000	105.89	450,056,050	99.82	424,256,250	0.79
16	１５３　５年国債	日本	2027/6/20	0.005	国債証券	430,000,000	98.75	424,647,000	98.53	423,687,600	0.79
17	１２８　２０年国債	日本	2031/6/20	1.9	国債証券	400,000,000	106.62	426,486,000	104.24	416,992,000	0.77
18	３４５　１０年国債	日本	2026/12/20	0.1	国債証券	415,000,000	99.35	412,310,500	99.16	411,551,350	0.76
19	３５　３０年国債	日本	2041/9/20	2	国債証券	420,000,000	104.56	439,168,300	96.52	405,409,200	0.75
20	３０　３０年国債	日本	2039/3/20	2.3	国債証券	390,000,000	109.56	427,314,400	103.60	404,047,800	0.75
21	１７８　５年国債	日本	2030/3/20	1	国債証券	400,000,000	99.89	399,588,000	99.71	398,852,000	0.74
22	３３　３０年国債	日本	2040/9/20	2	国債証券	407,000,000	106.02	431,522,850	97.89	398,432,650	0.74
23	３６　３０年国債	日本	2042/3/20	2	国債証券	415,000,000	103.53	429,687,800	95.87	397,864,650	0.74
24	１３４　２０年国債	日本	2032/3/20	1.8	国債証券	376,000,000	106.51	400,480,920	103.68	389,859,360	0.72
25	１４３　２０年国債	日本	2033/3/20	1.6	国債証券	380,000,000	104.57	397,378,400	102.08	387,915,400	0.72
26	２７　３０年国債	日本	2037/9/20	2.5	国債証券	360,000,000	112.86	406,309,400	107.29	386,254,800	0.72
27	３７７　１０年国債	日本	2034/12/20	1.2	国債証券	393,000,000	97.59	383,547,200	97.37	382,668,030	0.71
28	３１　３０年国債	日本	2039/9/20	2.2	国債証券	367,000,000	109.86	403,188,170	101.75	373,440,850	0.69
29	１４９　２０年国債	日本	2034/6/20	1.5	国債証券	365,000,000	102.85	375,424,350	100.47	366,722,800	0.68
30	１６０　５年国債	日本	2028/6/20	0.2	国債証券	370,000,000	99.03	366,421,700	98.08	362,918,200	0.67

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	85.98
地方債証券	5.03
特殊債券	3.16
社債券	5.70
合計	99.86

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②　投資不動産物件
該当事項はありません。

③　その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		37,515,845,114	98.60
	内　アメリカ	17,321,406,246	45.52
	内　中国	4,279,956,839	11.25
	内　フランス	2,768,188,755	7.28
	内　イタリア	2,598,775,881	6.83
	内　ドイツ	2,191,357,514	5.76
	内　イギリス	2,107,237,054	5.54
	内　スペイン	1,652,037,254	4.34
	内　カナダ	756,205,489	1.99
	内　ベルギー	570,234,204	1.50
	内　オランダ	469,448,112	1.23
	内　オーストラリア	461,301,615	1.21
	内　オーストリア	419,616,110	1.10
	内　メキシコ	304,458,840	0.80
	内　ポーランド	245,814,443	0.65
	内　ポルトガル	219,447,878	0.58
	内　マレーシア	191,236,337	0.50
	内　フィンランド	188,321,985	0.49
	内　アイルランド	163,446,501	0.43
	内　シンガポール	148,724,064	0.39
	内　イスラエル	137,197,488	0.36
	内　ニュージーランド	107,327,191	0.28
	内　デンマーク	85,324,451	0.22
	内　スウェーデン	69,222,662	0.18
	内　ノルウェー	59,558,201	0.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		534,298,193	1.40
純資産総額		38,050,143,307	100.00

（注）　当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率(%)	種類	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2028/08/15	アメリカ	2028/8/15	2.875	国債証券	418,292,000	96.17	402,311,113	97.08	406,102,705	1.07
2	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/04/30	アメリカ	2030/4/30	3.5	国債証券	389,907,900	98.18	382,814,620	98.03	382,231,587	1.00
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2032/02/15	アメリカ	2032/2/15	1.875	国債証券	403,353,000	86.53	349,051,046	87.20	351,736,418	0.92
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2027/02/28	アメリカ	2027/2/28	1.875	国債証券	328,658,000	94.74	311,390,613	96.76	318,027,967	0.84
5	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2027/01/15	アメリカ	2027/1/15	4	国債証券	306,249,500	100.32	307,246,766	99.93	306,058,094	0.80
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2027/04/15	アメリカ	2027/4/15	4.5	国債証券	301,767,800	101.21	305,419,953	100.84	304,313,964	0.80
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2029/03/31	アメリカ	2029/3/31	2.375	国債証券	318,200,700	93.63	297,945,597	94.78	301,619,457	0.79
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2027/08/31	アメリカ	2027/8/31	3.125	国債証券	298,780,000	97.57	291,543,921	98.40	294,018,193	0.77
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2034/11/15	アメリカ	2034/11/15	4.25	国債証券	279,359,300	99.97	279,278,569	99.31	277,438,704	0.73
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2032/05/15	アメリカ	2032/5/15	2.875	国債証券	282,795,270	92.39	261,274,990	92.54	261,707,129	0.69
11	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2026/07/15	アメリカ	2026/7/15	4.5	国債証券	253,963,000	100.58	255,441,109	100.30	254,726,869	0.67
12	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	フランス	2030/2/25	2.75	国債証券	245,880,000	100.23	246,457,741	100.68	247,567,373	0.65
13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2027/12/31	アメリカ	2027/12/31	0.625	国債証券	264,420,300	91.05	240,760,455	92.50	244,599,103	0.64
14	US TREASURY N/B 6.25% 2030/05/15	アメリカ	2030/5/15	6.25	国債証券	221,844,150	112.17	248,864,056	109.87	243,759,910	0.64
15	SPAIN GOVERNMENT BOND 3.5% 2029/05/31	スペイン	2029/5/31	3.5	国債証券	232,220,000	103.81	241,089,216	103.90	241,280,015	0.63
16	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2026/08/15	アメリカ	2026/8/15	1.5	国債証券	241,563,630	96.16	232,294,460	97.31	235,076,324	0.62
17	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2031/02/28	アメリカ	2031/2/28	4.25	国債証券	230,060,600	102.04	234,769,199	101.14	232,684,716	0.61
18	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.5% 2029/04/25	フランス	2029/4/25	5.5	国債証券	205,753,750	112.30	231,069,027	110.80	227,995,318	0.60
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2026/10/15	アメリカ	2026/10/15	4.625	国債証券	224,085,000	101.03	226,413,377	100.59	225,424,244	0.59
20	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2028/7/4	ドイツ	2028/7/4	4.75	国債証券	201,143,500	109.47	220,206,986	107.68	216,595,219	0.57
21	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2028/08/31	アメリカ	2028/8/31	1.125	国債証券	230,060,600	89.62	206,191,812	92.01	211,700,682	0.56
22	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2030/03/31	アメリカ	2030/3/31	3.625	国債証券	213,627,700	98.05	209,464,394	98.59	210,623,559	0.55
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2030/06/30	アメリカ	2030/6/30	3.75	国債証券	212,133,800	98.77	209,534,315	99.01	210,053,890	0.55
24	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2027/06/30	アメリカ	2027/6/30	0.5	国債証券	224,085,000	92.15	206,498,809	93.70	209,974,646	0.55
25	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.75% 2029/01/31	アメリカ	2029/1/31	1.75	国債証券	224,085,000	91.27	204,530,080	93.01	208,442,815	0.55
26	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2031/11/15	アメリカ	2031/11/15	1.375	国債証券	243,505,700	83.20	202,617,857	85.00	206,979,845	0.54
27	CHINA GOVERNMENT BOND 2.54% 2030/12/25	中国	2030/12/25	2.54	国債証券	197,149,700	103.18	203,419,529	104.55	206,124,683	0.54
28	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1	イタリア	2039/8/1	5	国債証券	181,848,750	113.07	205,620,607	112.92	205,351,316	0.54
29	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/01/31	アメリカ	2030/1/31	3.5	国債証券	208,100,270	98.01	203,976,197	98.16	204,287,804	0.54
30	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.75% 2032/10/25	フランス	2032/10/25	5.75	国債証券	172,116,000	121.01	208,294,089	117.78	202,731,681	0.53

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.60

（注）　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

②　投資不動産物件
該当事項はありません。

③　その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		34,988,949,808	99.88
	内　アメリカ	27,755,022,269	79.23
	内　アイルランド	5,931,970,843	16.93
	内　カナダ	1,301,956,696	3.72
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		42,182,443	0.12
純資産総額		35,031,132,251	100.00

(注)　当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託受益証券	280,983	83,971.91	23,594,680,151	95,237.61	26,760,151,871	76.39
2	iShares Core MSCI Europe UCITS ETF	アイルランド	投資信託受益証券	1,010,344	5,652.50	5,710,970,689	5,871.23	5,931,970,843	16.93
3	iShares Core S&P/TSX Capped Composite Index ETF	カナダ	投資信託受益証券	275,761	4,296.74	1,184,874,347	4,721.32	1,301,956,696	3.72
4	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	投資信託受益証券	133,995	6,859.17	919,095,286	7,424.68	994,870,398	2.84

(注)　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.88

(注)　投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式		23,052,775	0.43
	内　アメリカ	10,610,012	0.20
	内　オランダ	5,052,014	0.09
	内　オーストラリア	4,576,738	0.09
	内　シンガポール	1,974,826	0.04
	内　カナダ	839,185	0.02
投資証券		5,222,675,521	97.80
	内　アメリカ	4,065,998,683	76.14
	内　オーストラリア	407,285,477	7.63
	内　イギリス	223,163,633	4.18
	内　シンガポール	173,278,877	3.24
	内　フランス	109,254,947	2.05
	内　カナダ	69,152,060	1.29
	内　香港	55,233,698	1.03
	内　ベルギー	54,353,051	1.02
	内　スペイン	27,029,812	0.51
	内　韓国	9,155,011	0.17
	内　イスラエル	8,906,912	0.17
	内　ガーンジィ	6,362,795	0.12
	内　オランダ	4,636,415	0.09
	内　ニュージーランド	4,392,229	0.08
	内　アイルランド	1,956,327	0.04
	内　ドイツ	1,844,943	0.03
	内　イタリア	670,651	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		94,442,735	1.77
純資産総額		5,340,171,031	100.00

（注）　当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国／地域	種類	投資口数	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	14,788	20,606.07	304,722,583	24,855.50	367,563,255	6.88
2	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	22,092	17,199.05	379,961,558	16,207.32	358,052,137	6.70
3	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	2,328	134,158.57	312,321,162	119,069.80	277,194,507	5.19
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	7,536	25,918.30	195,320,369	26,486.84	199,604,878	3.74
5	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	21,500	8,737.88	187,864,505	8,483.85	182,402,949	3.42
6	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	7,306	26,032.34	190,192,331	24,718.06	180,590,215	3.38
7	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	48,363	3,417.29	165,270,650	3,364.81	162,732,470	3.05
8	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	3,758	48,713.39	183,064,938	43,121.42	162,050,309	3.03
9	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	25,152	4,740.76	119,239,697	4,859.65	122,230,085	2.29
10	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	5,054	24,038.56	121,490,923	22,309.90	112,754,247	2.11
11	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	10,744	9,666.36	103,855,475	9,931.44	106,703,468	2.00
12	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	7,024	17,318.10	121,642,395	14,632.75	102,780,439	1.92
13	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	3,385	32,725.66	110,776,364	29,326.75	99,271,051	1.86
14	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	8,140	10,587.32	86,180,835	9,755.16	79,407,059	1.49
15	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	13,571	4,825.04	65,480,669	4,687.85	63,618,923	1.19
16	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	2,786	23,194.18	64,619,004	22,227.73	61,926,478	1.16
17	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	1,533	42,713.12	65,479,225	40,105.23	61,481,332	1.15
18	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	16,109	3,542.18	57,061,061	3,271.64	52,702,864	0.99
19	LINK REIT	香港	投資証券	61,100	694.03	42,405,447	844.48	51,598,216	0.97
20	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	2,859	19,455.66	55,623,754	17,418.87	49,800,560	0.93
21	WP CAREY INC	アメリカ	投資証券	5,220	8,510.40	44,424,337	9,511.66	49,650,871	0.93
22	SCENTRE GROUP	オーストラリア	投資証券	124,326	333.92	41,515,188	362.74	45,099,181	0.84
23	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	アメリカ	投資証券	6,549	7,501.39	49,126,614	6,831.60	44,740,179	0.84
24	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	投資証券	3,681	16,174.48	59,538,293	11,656.90	42,909,055	0.80
25	UDR INC	アメリカ	投資証券	7,188	6,365.79	45,757,356	5,944.22	42,727,111	0.80
26	CAMDEN PROPERTY TRUST	アメリカ	投資証券	2,548	17,547.76	44,711,717	16,749.60	42,677,998	0.80
27	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	16,554	3,199.12	52,958,260	2,572.49	42,585,095	0.80
28	REGENCY CENTERS CORP	アメリカ	投資証券	3,899	10,914.14	42,554,246	10,802.39	42,118,522	0.79
29	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	32,288	1,511.81	48,813,367	1,275.85	41,194,862	0.77
30	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	アメリカ	投資証券	6,907	5,829.68	40,265,643	5,800.81	40,066,220	0.75

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類		投資比率(%)
株式		0.43
	業種	
	エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.43
投資証券		97.80
合計		98.23

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引	アメリカ	シカゴ証券取引所	DJ US REAL ESTATE SEP 25	買建	10	53,974,457	54,870,947	1.03
	ドイツ	EUREX取引所	STOXX 600 REAL SEP 25	買建	25	28,318,716	27,341,343	0.51

（注１） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。
（注２） 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（参考情報）

運用実績

2025年7月末現在

基準価額・純資産の推移

※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

分配の推移

設定来累計		0円
第3期	2020年8月	0円
第4期	2021年8月	0円
第5期	2022年8月	0円
第6期	2023年8月	0円
第7期	2024年8月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

投資地域の割合(%)*

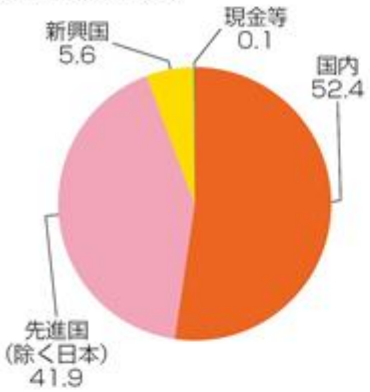

資産構成比率(%)*

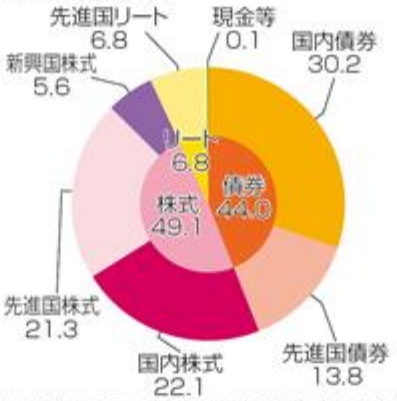

組入銘柄(%)*

投資銘柄	比率
国内債券インデックス・マザーファンド	30.2
iシェアーズ・コア TOPIX ETF	22.1
先進国株式インデックス・マザーファンド	15.9
先進国債券インデックス・マザーファンド	13.8
先進国リート・インデックス・マザーファンド	6.8
iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF	5.6
iシェアーズ MSCI コクサイ ETF	5.4

※ 投資対象ファンドの資産区分を基に計算したものです。
※ 投資対象ファンドが現金等を保有している場合は、投資対象ファンドの資産区分に含まれます。

*比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

年間収益率の推移

※2018年は設定日(1月10日)から年末までの収益率を表示しています。
※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
※当ファンドは複合インデックスをベンチマークとしていますが、定期的に基本投資割合を見直すため、暦年ベースで収益率を表示した場合、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマークの年間収益率を掲載しておりません。

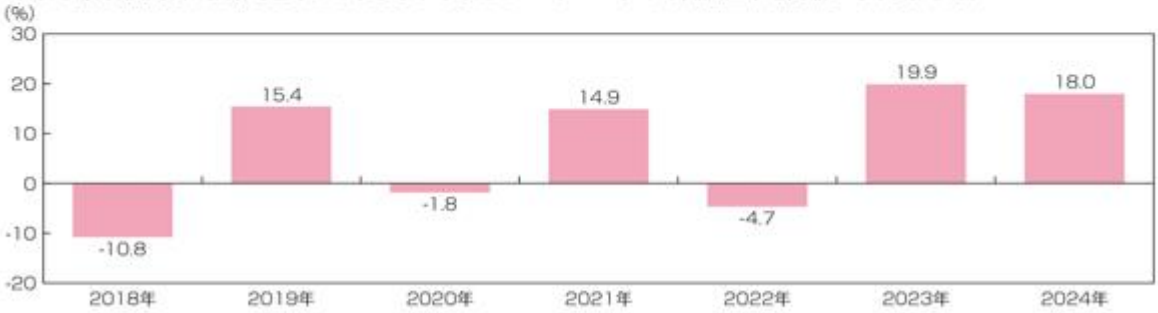

※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、原則として、申込期間中の午後３時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入の申込は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。
ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日
・ニューヨーク証券取引所の休場日
・ロンドン証券取引所の休場日

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には、購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

① 購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

② 「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、原則として、午後３時30分までとなっております。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日の取扱いとします。

(2) 換金単位

換金単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日
・ニューヨーク証券取引所の休場日
・ロンドン証券取引所の休場日

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、手取額は、換金価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して６営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（１万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（１万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「積立バランス」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

親投資信託の受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

（４）【計算期間】

計算期間は８月３日から翌年８月２日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①　ファンドの償還条件等

ａ．委託会社は、信託期間中において、ファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は換金により、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｃ．ａ．およびｂ．の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｄ．ｃ．の書面決議において、投資者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｄ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｅ．ｃ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｆ．ｃ．～ｅ．までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｃ．～ｅ．までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

ｇ．委託会社は、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたときはその命令にしたがい、ファンドを償還させます。

ｈ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はファンドを償還させます。

ｉ．ｈ．にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、「②信託約款の変更ｂ．」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｊ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

ａ．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ．委託会社は、ａ．の事項（ａ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．ｂ．の書面決議において、投資者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．ｂ．の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．書面決議の効力は、ファンドのすべての投資者に対してその効力を生じます。

ｆ．ｂ．～ｅ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ．ａ．～ｆ．までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

ｈ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはａ．～ｆ．の規定にしたがいます。

③　信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

④　運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知れている受益者にお届けいたします。

⑤　関係法人との契約の更改等に関する手続

ａ．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は１年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

ｂ．「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は１年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥　公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

但し、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

４【受益者の権利等】

ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

＜一般コース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として５営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

＜累積投資コース＞

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として６営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第８期計算期間（2024年８月３日から2025年８月４日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

（３）　当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

１【財務諸表】

【ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第７期 （2024年８月２日現在）	第８期 （2025年８月４日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	34,862,260	32,828,243
金銭信託	113,996,575	119,043,136
投資信託受益証券	12,711,103,265	14,868,417,177
親投資信託受益証券	23,140,639,479	30,087,074,371
流動資産合計	36,000,601,579	45,107,362,927
資産合計	36,000,601,579	45,107,362,927
負債の部		
流動負債		
未払解約金	33,038,550	25,638,906
未払受託者報酬	4,769,794	5,760,065
未払委託者報酬	64,736,035	78,176,188
その他未払費用	1,500,802	1,400,776
流動負債合計	104,045,181	110,975,935
負債合計	104,045,181	110,975,935
純資産の部		
元本等		
元本	24,501,089,535	28,645,401,060
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,395,466,863	16,350,985,932
（分配準備積立金）	8,005,066,684	10,264,926,634
元本等合計	35,896,556,398	44,996,386,992
純資産合計	35,896,556,398	44,996,386,992
負債純資産合計	36,000,601,579	45,107,362,927

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第７期 （自　2023年８月３日 至　2024年８月２日）	第８期 （自　2024年８月３日 至　2025年８月４日）
営業収益		
受取配当金	246,187,785	279,043,103
受取利息	24,780	36,342
有価証券売買等損益	3,559,715,178	2,863,531,489
為替差損益	160,182,197	△101,900,202
その他収益	―	6,693
営業収益合計	3,966,109,940	3,040,717,425
営業費用		
受託者報酬	8,669,393	11,192,124
委託者報酬	117,661,913	151,900,636
その他費用	3,253,638	2,997,639
営業費用合計	129,584,944	166,090,399
営業利益又は営業損失（△）	3,836,524,996	2,874,627,026
経常利益又は経常損失（△）	3,836,524,996	2,874,627,026
当期純利益又は当期純損失（△）	3,836,524,996	2,874,627,026
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	146,530,950	88,267,460
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,029,193,006	11,395,466,863
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,152,574,216	3,018,716,019
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,152,574,216	3,018,716,019
剰余金減少額又は欠損金増加額	476,294,405	849,556,516
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	476,294,405	849,556,516
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	11,395,466,863	16,350,985,932

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(2) 計算期間末日の取扱い

当計算期間は当計算期間末日が休業日であったため、2024年８月３日から2025年８月４日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第７期 （2024年８月２日現在）	第８期 （2025年８月４日現在）
１　当該計算期間の末日における受益権総数	24,501,089,535口	28,645,401,060口
２　１口当たり純資産額	1.4651円	1.5708円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第７期 （自　2023年８月３日 至　2024年８月２日）	第８期 （自　2024年８月３日 至　2025年８月４日）
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（661,107,243円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,028,886,803円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（3,540,441,151円）、分配準備積立金（4,315,072,638円）により、分配対象収益は11,545,507,835円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益（777,671,608円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,008,687,958円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（23,781,373円）、収益調整金（その他収益調整金）（6,062,277,925円）、分配準備積立金（7,478,567,068円）により、分配対象収益は16,350,985,932円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第７期 （2024年８月２日現在）	第８期 （2025年８月４日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２　時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２　時価の算定方法 （１）有価証券 同左 （２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務） 同左
３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

１　期中元本変動額

項目	第７期 （2024年８月２日現在）	第８期 （2025年８月４日現在）
期首元本額	20,732,555,915円	24,501,089,535円
期中追加設定元本額	5,379,648,236円	5,955,937,852円
期中一部解約元本額	1,611,114,616円	1,811,626,327円

２　有価証券関係

第７期（2024年８月２日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,010,100,940
親投資信託受益証券	2,349,778,713
合計	3,359,879,653

第８期（2025年８月４日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,650,933,040
親投資信託受益証券	778,135,015
合計	2,429,068,055

３　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	iシェアーズ・コア　TOPIX ETF	33,091,287	10,000,186,931	
	日本円　小計		33,091,287	10,000,186,931	
	アメリカドル	iShares MSCI EM UCITS ETF USD (Dist)	351,795.000	16,858,016.400	
		iShares MSCI Kokusai ETF	128,299.000	16,115,637.390	
	アメリカドル　小計		480,094.000	32,973,653.790 (4,868,230,246)	
投資信託受益証券　合計				14,868,417,177 (4,868,230,246)	
親投資信託受益証券	日本円	国内債券インデックス・マザーファンド	13,882,200,976	13,786,413,789	
		先進国債券インデックス・マザーファンド	3,832,864,502	6,251,402,002	
		先進国株式インデックス・マザーファンド	1,382,358,538	7,026,666,684	
		先進国リート・インデックス・マザーファンド	1,153,000,914	3,022,591,896	
	日本円　小計		20,250,424,930	30,087,074,371	
親投資信託受益証券　合計				30,087,074,371	
合計				44,955,491,548 (4,868,230,246)	

（注１）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注２）１　各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

２　合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券　2銘柄	100.0%	100.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年８月４日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2025年８月４日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	14,493,834
国債証券	46,435,514,080
地方債証券	2,714,934,956
特殊債券	1,704,522,420
社債券	3,075,716,960
未収利息	163,079,457
前払費用	25,218,964
流動資産合計	54,133,480,671
資産合計	54,133,480,671
負債の部	
流動負債	
未払金	59,959,000
未払解約金	320,388
流動負債合計	60,279,388
負債合計	60,279,388
純資産の部	
元本等	
元本	54,449,672,836
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△376,471,553
元本等合計	54,073,201,283
純資産合計	54,073,201,283
負債純資産合計	54,133,480,671

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年８月３日から翌年８月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年８月４日現在）
１　当該計算日における受益権総数	54,449,672,836口
２　投資信託財産の計算に関する規則第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 376,471,553円
３　１口当たり純資産額	0.9931円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（2025年８月４日現在）

１　貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２　時価の算定方法
（１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（２）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

４　金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年８月４日現在）	
同計算期間の期首元本額	41,987,918,233円
同計算期間中の追加設定元本額	38,802,590,643円
同計算期間中の一部解約元本額	26,340,836,040円
同計算期間末日の元本額※	54,449,672,836円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ　国内債券インデックス・ファンド	497,501,845円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	6,234,013,342円
国内債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	13,913,074円
ブラックロック世界分散投資ファンド	1,276,316,582円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	3,202,655,721円
ブラックロックLifePathファンド2055	1,136,103,475円
ブラックロックLifePathファンド2045	2,283,254,554円
ブラックロックLifePathファンド2035	5,867,248,289円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	13,882,200,976円
ブラックロックLifePathファンド2030	6,088,110,014円
ブラックロックLifePathファンド2040	3,805,521,388円
ブラックロックLifePathファンド2050	1,308,425,105円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	5,416,962,612円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,710,878,118円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	840,409,656円
ブラックロックLifePathファンド2060	406,261,904円
ブラックロックLifePathファンド2065	477,210,601円
ブラックロックLifePathファンド2070	2,685,580円
合計	54,449,672,836円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（2025年８月４日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△1,972,231,850
地方債証券	△38,290,980
特殊債券	△54,427,639
社債券	△55,284,840
合計	△2,120,235,309

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

３　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
国債証券	４６７　２年国債	320,000,000	319,747,200	
	４６８　２年国債	440,000,000	439,538,000	
	４６９　２年国債	340,000,000	340,047,600	
	４７０　２年国債	300,000,000	300,489,000	
	４７１　２年国債	150,000,000	150,465,000	
	４７２　２年国債	530,000,000	529,814,500	
	４７３　２年国債	355,000,000	355,411,800	
	１５０　５年国債	310,000,000	307,272,000	
	１５１　５年国債	200,000,000	197,818,000	
	１５２　５年国債	300,000,000	297,183,000	
	１５３　５年国債	430,000,000	424,195,000	
	１５４　５年国債	360,000,000	355,064,400	
	１５５　５年国債	450,000,000	445,014,000	
	１５６　５年国債	320,000,000	315,705,600	
	１５７　５年国債	200,000,000	196,942,000	
	１５８　５年国債	220,000,000	216,070,800	
	１５９　５年国債	210,000,000	205,783,200	
	１６０　５年国債	370,000,000	363,606,400	
	１６１　５年国債	250,000,000	246,382,500	
	１６２　５年国債	80,000,000	78,672,000	
	１６３　５年国債	280,000,000	276,203,200	
	１６４　５年国債	35,000,000	34,225,450	
	１６５　５年国債	200,000,000	196,228,000	
	１６６　５年国債	300,000,000	295,326,000	
	１６７　５年国債	140,000,000	137,544,400	
	１６８　５年国債	130,000,000	128,631,100	
	１６９　５年国債	250,000,000	246,490,000	
	１７０　５年国債	230,000,000	227,203,200	
	１７２　５年国債	200,000,000	196,820,000	
	１７３　５年国債	200,000,000	197,180,000	
	１７４　５年国債	200,000,000	197,974,000	
	１７５　５年国債	10,000,000	9,968,500	
	１７６　５年国債	200,000,000	200,250,000	
	１７７　５年国債	200,000,000	201,090,000	
	１７８　５年国債	400,000,000	400,000,000	
	１７９　５年国債	70,000,000	69,918,100	
	１　４０年国債	87,000,000	82,294,170	
	２　４０年国債	250,000,000	225,307,500	
	３　４０年国債	300,000,000	266,577,000	
	４　４０年国債	161,000,000	140,408,100	
	５　４０年国債	148,000,000	121,855,800	
	６　４０年国債	75,000,000	59,526,000	
	７　４０年国債	60,000,000	44,685,000	
	８　４０年国債	41,000,000	27,889,430	
	９　４０年国債	152,000,000	72,166,560	
	１０　４０年国債	58,000,000	32,713,740	
	１１　４０年国債	62,000,000	33,099,320	
	１２　４０年国債	62,000,000	28,608,660	
	１３　４０年国債	78,000,000	35,082,060	
	１４　４０年国債	90,000,000	43,108,200	
	１５　４０年国債	170,000,000	90,013,300	
	１６　４０年国債	337,000,000	195,635,240	

１７　４０年国債	450,000,000	343,489,500	
１８　４０年国債	280,000,000	266,492,800	
２　ＣＴ５年国債	310,000,000	304,785,800	
１　ＣＴ１０年国債	70,000,000	66,425,800	
２　ＣＴ１０年国債	460,000,000	445,841,200	
３４５　１０年国債	415,000,000	411,887,500	
３４６　１０年国債	478,000,000	473,511,580	
３４７　１０年国債	235,000,000	232,241,100	
３４８　１０年国債	230,000,000	226,846,700	
３４９　１０年国債	298,000,000	293,306,500	
３５０　１０年国債	245,000,000	240,624,300	
３５１　１０年国債	453,000,000	443,903,760	
３５２　１０年国債	210,000,000	205,203,600	
３５３　１０年国債	220,000,000	214,374,600	
３５４　１０年国債	135,000,000	131,187,600	
３５５　１０年国債	125,000,000	121,120,000	
３５６　１０年国債	83,000,000	80,150,610	
３５７　１０年国債	189,000,000	181,944,630	
３５８　１０年国債	172,000,000	165,015,080	
３５９　１０年国債	272,000,000	260,138,080	
３６０　１０年国債	100,000,000	95,332,000	
３６２　１０年国債	100,000,000	94,680,000	
３６３　１０年国債	120,000,000	113,191,200	
３６４　１０年国債	174,000,000	163,497,360	
３６５　１０年国債	263,000,000	246,157,480	
３６６　１０年国債	245,000,000	229,969,250	
３６７　１０年国債	180,000,000	168,301,800	
３６８　１０年国債	190,000,000	176,945,100	
３６９　１０年国債	130,000,000	123,290,700	
３７０　１０年国債	268,000,000	253,305,560	
３７１　１０年国債	160,000,000	149,499,200	
３７２　１０年国債	145,000,000	139,363,850	
３７３　１０年国債	125,000,000	117,723,750	
３７４　１０年国債	130,000,000	124,046,000	
３７５　１０年国債	200,000,000	195,108,000	
３７６　１０年国債	50,000,000	47,764,000	
３７７　１０年国債	393,000,000	384,255,750	
３７８　１０年国債	535,000,000	531,169,400	
３７９　１０年国債	100,000,000	99,957,000	
３　３０年国債	150,000,000	158,983,500	
６　３０年国債	80,000,000	86,120,800	
７　３０年国債	100,000,000	107,309,000	
１２　３０年国債	200,000,000	212,226,000	
１３　３０年国債	280,000,000	294,691,600	
１４　３０年国債	70,000,000	75,881,400	
１５　３０年国債	80,000,000	87,359,200	
１６　３０年国債	250,000,000	272,915,000	
１７　３０年国債	100,000,000	108,287,000	
１８　３０年国債	300,000,000	321,939,000	
１９　３０年国債	150,000,000	160,873,500	
２０　３０年国債	110,000,000	119,933,000	
２１　３０年国債	276,000,000	295,292,400	
２２　３０年国債	200,000,000	217,626,000	
２３　３０年国債	330,000,000	358,505,400	
２４　３０年国債	197,000,000	213,745,000	
２５　３０年国債	300,000,000	318,675,000	
２６　３０年国債	315,000,000	337,050,000	
２７　３０年国債	360,000,000	387,590,400	
２８　３０年国債	490,000,000	525,275,100	
２９　３０年国債	464,000,000	489,659,200	

３０　３０年国債	390,000,000	404,905,800	
３１　３０年国債	367,000,000	374,259,260	
３２　３０年国債	423,000,000	433,676,520	
３３　３０年国債	407,000,000	399,120,480	
３４　３０年国債	425,000,000	425,000,000	
３５　３０年国債	420,000,000	406,131,600	
３６　３０年国債	415,000,000	398,350,200	
３７　３０年国債	320,000,000	300,761,600	
３８　３０年国債	285,000,000	261,715,500	
３９　３０年国債	306,000,000	284,194,440	
４０　３０年国債	198,000,000	180,261,180	
４１　３０年国債	129,000,000	115,135,080	
４２　３０年国債	101,000,000	89,650,630	
４３　３０年国債	105,000,000	92,800,050	
４４　３０年国債	115,000,000	101,196,550	
４５　３０年国債	44,000,000	37,212,120	
４６　３０年国債	90,000,000	75,758,400	
４７　３０年国債	107,000,000	91,363,020	
４８　３０年国債	195,000,000	159,652,350	
４９　３０年国債	254,000,000	206,923,640	
５０　３０年国債	279,000,000	199,529,640	
５２　３０年国債	41,000,000	26,944,380	
５３　３０年国債	111,000,000	74,179,080	
５４　３０年国債	269,000,000	187,210,550	
５５　３０年国債	107,000,000	73,956,260	
５６　３０年国債	53,000,000	36,380,790	
５７　３０年国債	155,000,000	105,666,600	
５８　３０年国債	70,000,000	47,394,200	
５９　３０年国債	45,000,000	29,518,200	
６０　３０年国債	191,000,000	130,959,150	
６１　３０年国債	70,000,000	45,295,600	
６２　３０年国債	62,000,000	37,704,060	
６３　３０年国債	39,000,000	22,859,070	
６４　３０年国債	23,000,000	13,367,370	
６７　３０年国債	205,000,000	123,082,000	
６８　３０年国債	73,000,000	43,420,400	
６９　３０年国債	55,000,000	33,383,350	
７１　３０年国債	26,000,000	15,545,140	
７２　３０年国債	33,000,000	19,588,140	
７３　３０年国債	18,000,000	10,607,580	
７５　３０年国債	125,000,000	86,437,500	
７６　３０年国債	39,000,000	27,546,090	
７７　３０年国債	310,000,000	229,579,800	
７８　３０年国債	176,000,000	123,312,640	
７９　３０年国債	15,000,000	9,908,550	
８０　３０年国債	255,000,000	196,339,800	
８１　３０年国債	230,000,000	167,665,400	
８２　３０年国債	321,000,000	245,073,870	
８３　３０年国債	230,000,000	192,590,500	
８４　３０年国債	205,000,000	167,468,600	
８５　３０年国債	260,000,000	222,211,600	
８６　３０年国債	370,000,000	323,265,300	
８７　３０年国債	20,000,000	19,039,800	
９２　２０年国債	140,000,000	142,776,200	
９５　２０年国債	100,000,000	102,911,000	
９７　２０年国債	10,000,000	10,305,500	
９８　２０年国債	100,000,000	102,846,000	
９９　２０年国債	50,000,000	51,563,000	
１０６　２０年国債	45,000,000	46,885,500	
１０７　２０年国債	300,000,000	312,252,000	

１０９　２０年国債	310,000,000	321,098,000	
１１１　２０年国債	285,000,000	298,868,100	
１１３　２０年国債	210,000,000	219,762,900	
１１４　２０年国債	91,000,000	95,395,300	
１１５　２０年国債	200,000,000	210,500,000	
１１６　２０年国債	153,000,000	161,252,820	
１１７　２０年国債	100,000,000	104,952,000	
１１８　２０年国債	103,000,000	107,786,410	
１１９　２０年国債	180,000,000	186,690,600	
１２０　２０年国債	150,000,000	154,146,000	
１２１　２０年国債	100,000,000	104,286,000	
１２２　２０年国債	180,000,000	186,838,200	
１２３　２０年国債	183,000,000	192,971,670	
１２４　２０年国債	150,000,000	157,410,000	
１２５　２０年国債	440,000,000	466,857,600	
１２６　２０年国債	70,000,000	73,510,500	
１２７　２０年国債	270,000,000	282,031,200	
１２８　２０年国債	400,000,000	418,116,000	
１２９　２０年国債	130,000,000	135,168,800	
１３０　２０年国債	134,000,000	139,342,580	
１３１　２０年国債	155,000,000	160,290,150	
１３２　２０年国債	190,000,000	196,439,100	
１３３　２０年国債	160,000,000	166,424,000	
１３４　２０年国債	376,000,000	391,156,560	
１３５　２０年国債	150,000,000	155,124,000	
１３７　２０年国債	330,000,000	341,127,600	
１３８　２０年国債	135,000,000	137,745,900	
１３９　２０年国債	240,000,000	246,487,200	
１４０　２０年国債	455,000,000	470,242,500	
１４１　２０年国債	287,000,000	296,419,340	
１４２　２０年国債	424,000,000	440,934,560	
１４３　２０年国債	380,000,000	389,522,800	
１４４　２０年国債	300,000,000	305,325,000	
１４５　２０年国債	430,000,000	443,549,300	
１４６　２０年国債	230,000,000	237,021,900	
１４７　２０年国債	240,000,000	244,975,200	
１４８　２０年国債	300,000,000	303,240,000	
１４９　２０年国債	365,000,000	368,168,200	
１５０　２０年国債	311,000,000	310,371,780	
１５１　２０年国債	95,000,000	92,886,250	
１５２　２０年国債	242,000,000	235,894,340	
１５３　２０年国債	20,000,000	19,622,200	
１５４　２０年国債	60,000,000	58,110,600	
１５５　２０年国債	30,000,000	28,372,800	
１５６　２０年国債	16,000,000	14,134,880	
１５７　２０年国債	25,000,000	21,450,000	
１５８　２０年国債	105,000,000	92,646,750	
１５９　２０年国債	62,000,000	55,000,820	
１６０　２０年国債	80,000,000	71,336,000	
１６１　２０年国債	100,000,000	87,574,000	
１６２　２０年国債	50,000,000	43,508,000	
１６３　２０年国債	90,000,000	77,808,600	
１６４　２０年国債	65,000,000	55,090,750	
１６５　２０年国債	40,000,000	33,667,600	
１６６　２０年国債	102,000,000	87,621,060	
１６７　２０年国債	70,000,000	58,092,300	
１６８　２０年国債	60,000,000	48,731,400	
１６９　２０年国債	38,000,000	30,164,780	
１７０　２０年国債	50,000,000	39,359,000	
１７１　２０年国債	70,000,000	54,667,900	

	１７２　２０年国債	20,000,000	15,738,600	
	１７３　２０年国債	100,000,000	78,077,000	
	１７４　２０年国債	29,000,000	22,463,690	
	１７５　２０年国債	68,000,000	53,161,040	
	１７６　２０年国債	140,000,000	108,665,200	
	１７７　２０年国債	130,000,000	98,416,500	
	１７８　２０年国債	90,000,000	68,838,300	
	１７９　２０年国債	39,000,000	29,610,360	
	１８０　２０年国債	45,000,000	35,764,650	
	１８１　２０年国債	200,000,000	160,782,000	
	１８３　２０年国債	322,000,000	278,584,740	
	１８４　２０年国債	30,000,000	24,531,900	
	１８５　２０年国債	50,000,000	40,649,000	
	１８６　２０年国債	130,000,000	112,659,300	
	１８７　２０年国債	40,000,000	33,326,800	
	１８８　２０年国債	165,000,000	144,025,200	
	１８９　２０年国債	310,000,000	283,240,800	
	１９０　２０年国債	200,000,000	178,990,000	
	１９１　２０年国債	250,000,000	230,522,500	
	１９２　２０年国債	280,000,000	274,506,400	
	１９３　２０年国債	30,000,000	29,802,000	
国債証券　合計			46,435,514,080	
地方債証券	７７４　東京都公債	10,000,000	9,835,130	
	８０７　東京都公債	100,000,000	95,125,000	
	８１７　東京都公債	50,000,000	46,699,150	
	１６　東京都２０年	100,000,000	103,411,800	
	２－３　北海道公債	44,000,000	41,922,628	
	２２５　神奈川県公債	70,000,000	69,504,540	
	９７　神奈川県５年	100,000,000	98,617,400	
	４６３　大阪府公債	130,000,000	122,519,150	
	４７３　大阪府公債	30,000,000	27,932,730	
	２６－５　京都府２０年	100,000,000	99,322,300	
	２－１３　京都府５年	30,000,000	29,886,330	
	９　兵庫県公債２０年	100,000,000	104,936,000	
	５－４　静岡県５年	100,000,000	98,331,300	
	２６－１１　愛知県１５年	100,000,000	99,573,000	
	２－４　広島県公債	100,000,000	94,660,200	
	１－９　埼玉県公債	100,000,000	95,250,400	
	３－４　埼玉県公債	100,000,000	93,919,000	
	２６－１　福岡県１５年	100,000,000	99,358,300	
	３０－３　新潟県公債	100,000,000	97,016,200	
	４－４　長野県公債	100,000,000	93,793,900	
	１８１　共同発行地方	100,000,000	98,028,800	
	１９１　共同発行地方	100,000,000	97,015,600	
	２１６　共同発行地方	100,000,000	94,550,300	
	２２２　共同発行地方	100,000,000	93,235,500	
	２３５　共同発行地方	100,000,000	93,826,700	
	２－２　栃木県公債	100,000,000	94,629,100	
	２８－１　熊本市公債	100,000,000	99,131,200	
	３－１　京都市５年	36,800,000	36,540,928	
	３０－５　横浜市公債	100,000,000	97,742,100	
	２－１　北九州市５年	30,000,000	29,969,760	
	４－１　広島市５年	30,000,000	29,563,650	
	４－３　広島市５年	30,000,000	29,518,230	
	１－１　宮崎県公債	100,000,000	95,212,500	
	２－１　和歌山県公債	100,000,000	94,618,300	
	３０－１　三重県公債	10,000,000	9,737,830	
地方債証券　合計			2,714,934,956	
特殊債券	７６　政保政策投資Ｃ	100,000,000	96,385,500	
	１９９　政保道路機構	100,000,000	102,540,300	

	３３３　政保道路機構	100,000,000	98,393,100	
	４６２　政保道路機構	100,000,000	97,059,500	
	１９４　地方公共団体	100,000,000	99,574,300	
	Ｆ１４３地方公共団体	100,000,000	100,965,700	
	９６　地方公共団体	30,000,000	29,655,960	
	１０５政保地方公共	100,000,000	98,377,500	
	８１　地方公共団２０	100,000,000	73,909,900	
	１４政保地方公共４	100,000,000	98,847,200	
	９４　住宅支援機構	100,000,000	103,440,200	
	１３５　住宅機構ＲＭＢＳ	66,487,000	58,621,587	
	１６３　住宅機構ＲＭＢＳ	79,441,000	68,279,539	
	１６８　住宅機構ＲＭＢＳ	79,522,000	68,452,537	
	１７０　住宅機構ＲＭＢＳ	80,497,000	69,074,475	
	１８２　住宅機構ＲＭＢＳ	85,650,000	73,787,475	
	１９０　住宅機構ＲＭＢＳ	88,138,000	80,002,862	
	２１１　住宅機構ＲＭＢＳ	97,565,000	90,637,885	
	４０１　信金中金	100,000,000	98,198,200	
	１１２　鉄道建設・運	100,000,000	98,318,700	
特殊債券　合計			1,704,522,420	
社債券	２５　ＢＰＣＥ　Ｓ．Ａ．	100,000,000	98,784,100	
	１１４　東日本高速道	100,000,000	98,623,100	
	１０１　中日本高速道	100,000,000	98,321,100	
	１０５　中日本高速道	100,000,000	98,298,500	
	１１０　中日本高速道	100,000,000	99,357,700	
	９９　西日本高速道	100,000,000	98,955,500	
	５０　鹿島建設	100,000,000	97,583,300	
	２５　ニチレイ	100,000,000	98,282,200	
	４３　東洋紡	100,000,000	96,494,300	
	１８　野村不動産ＨＤ	100,000,000	98,379,500	
	１　日本酸素ＨＤ	100,000,000	98,996,100	
	１７　オリエンタルランド	100,000,000	98,339,400	
	１７　小松製作所	100,000,000	99,272,000	
	１４　クボタ	100,000,000	98,665,800	
	４２　ソニーＧ	100,000,000	100,104,100	
	６　ＴＤＫ	100,000,000	98,483,400	
	７３　三井物産	100,000,000	96,439,900	
	３０　三井住友ＴＢ	100,000,000	97,751,400	
	３０　ＮＴＴフアイナンス	100,000,000	95,048,800	
	３４　東京センチユリー	100,000,000	96,978,000	
	１０４　トヨタフアイナンス	100,000,000	98,990,600	
	２２３　オリツクス	100,000,000	99,440,500	
	１４０　三菱地所	100,000,000	93,841,300	
	５０　京浜急行電鉄	100,000,000	98,363,200	
	１３６東日本旅客鉄	100,000,000	64,723,200	
	４８　西日本旅客鉄	100,000,000	70,076,600	
	１３　日本航空	100,000,000	94,173,900	
	３２　ＫＤＤＩ	100,000,000	99,352,500	
	４００　中国電力	10,000,000	9,846,060	
	３５　沖縄電力	100,000,000	95,617,000	
	６５　東京瓦斯	100,000,000	94,599,100	
	４８　東邦瓦斯	100,000,000	97,727,100	
	２１　西部ガスＨＤ	100,000,000	95,807,700	
社債券　合計			3,075,716,960	
合計			53,930,688,416	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2025年８月４日現在） 金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	63,195,073
金銭信託	9,191,379,028
国債証券	46,465,474,092
派生商品評価勘定	534,564
未収入金	373,370,528
未収利息	335,369,090
前払費用	26,536,631
流動資産合計	56,455,859,006
資産合計	56,455,859,006
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	149,942,917
未払金	9,343,041,384
未払解約金	52,524
流動負債合計	9,493,036,825
負債合計	9,493,036,825
純資産の部	
元本等	
元本	28,794,023,155
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	18,168,799,026
元本等合計	46,962,822,181
純資産合計	46,962,822,181
負債純資産合計	56,455,859,006

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年８月３日から翌年８月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年８月４日現在）
１　当該計算日における受益権総数	28,794,023,155口
２　１口当たり純資産額	1.6310円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（2025年８月４日現在）

１　貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２　時価の算定方法
（１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（２）デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。
（３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

４　金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年８月４日現在）	
同計算期間の期首元本額	41,675,381,162円
同計算期間中の追加設定元本額	11,570,531,404円
同計算期間中の一部解約元本額	24,451,889,411円
同計算期間末日の元本額※	28,794,023,155円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ＪＤＦインデックス・ファンド外国債券VA（適格機関投資家専用）	1,500,501,315円
iシェアーズ　先進国債券インデックス・ファンド	543,589,340円
外国債券インデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	161,879,322円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	6,563,606,568円
ブラックロックLifePathファンド2055	371,963,077円
ブラックロックLifePathファンド2045	428,095,820円
ブラックロックLifePathファンド2035	719,235,257円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	3,832,864,502円
ブラックロックLifePathファンド2030	634,801,126円
ブラックロックLifePathファンド2040	554,801,078円
ブラックロックLifePathファンド2050	316,675,242円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	10,969,819,421円
ブラックロックLifePathファンド2025	171,062,067円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	1,691,641,842円
ブラックロックLifePathファンド2060	149,666,308円
ブラックロックLifePathファンド2065	182,809,928円
ブラックロックLifePathファンド2070	1,010,942円
合計	28,794,023,155円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（2025年８月４日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△173,078,641
合計	△173,078,641

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	（2025年８月４日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち１年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	27,106,740	－	26,572,176	534,564
	買建				
	アメリカドル	4,223,885,597	－	4,136,961,408	△86,924,189
	イギリスポンド	502,544,704	－	494,274,400	△8,270,304
	イスラエルシュケル	39,005,902	－	37,945,590	△1,060,312
	オーストラリアドル	132,810,299	－	131,117,535	△1,692,764
	カナダドル	215,341,673	－	212,023,405	△3,318,268
	シンガポールドル	37,534,907	－	36,998,648	△536,259
	スウェーデンクローナ	16,821,122	－	16,659,755	△161,367
	デンマーククローネ	20,613,593	－	20,436,653	△176,940
	ニュージーランドドル	30,868,301	－	30,336,552	△531,749
	ノルウェークローネ	16,872,561	－	16,634,860	△237,701
	ポーランドズロチ	59,778,454	－	59,308,163	△470,291
	マレーシアリンギット	43,662,365	－	43,071,230	△591,135
	メキシコペソ	77,674,590	－	76,136,277	△1,538,313
	ユーロ	2,724,994,608	－	2,700,791,744	△24,202,864
	中国元	1,070,116,135	－	1,049,885,674	△20,230,461
合計		9,239,631,551	－	9,089,154,070	△149,408,353

（注１）　時価の算定方法

為替予約取引

１　計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

３　上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.375% 2027/09/30	1,290,000.000	1,202,723.430	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2027/06/30	1,500,000.000	1,412,636.710	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2027/10/31	670,000.000	624,696.470	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2026/07/31	630,000.000	609,761.850	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2027/03/31	1,200,000.000	1,140,421.860	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2027/11/30	920,000.000	858,259.360	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2027/12/31	1,770,000.000	1,646,998.810	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2030/08/15	440,000.000	377,110.930	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.75% 2026/08/31	300,000.000	290,006.250	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.75% 2028/01/31	660,000.000	614,573.430	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.875% 2026/09/30	680,000.000	657,050.000	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2028/02/29	500,000.000	469,082.030	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2028/08/31	1,540,000.000	1,427,207.010	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2040/05/15	100,000.000	62,636.710	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2040/08/15	200,000.000	124,148.430	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2026/11/30	870,000.000	841,283.190	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2028/03/31	1,840,000.000	1,728,737.490	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2028/05/31	2,020,000.000	1,890,751.550	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2028/06/30	1,080,000.000	1,008,998.430	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2028/09/30	960,000.000	891,300.000	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2031/08/15	1,245,000.000	1,070,213.660	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2026/08/31	1,000,000.000	973,199.210	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2028/10/31	1,000,000.000	930,468.750	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2031/11/15	2,630,000.000	2,261,286.290	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2040/11/15	385,000.000	247,407.610	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2050/08/15	400,000.000	197,250.000	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2026/08/15	1,597,000.000	1,557,836.060	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2027/01/31	900,000.000	870,328.120	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2028/11/30	1,000,000.000	932,578.110	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2026/09/30	890,000.000	867,471.870	

		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2026/10/31	10,000.000	9,730.460	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2031/05/15	1,002,000.000	887,357.100	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2050/11/15	380,000.000	200,078.890	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.75% 2029/01/31	1,500,000.000	1,406,015.620	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.75% 2041/08/15	765,000.000	510,996.090	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2027/02/28	2,200,000.000	2,136,921.860	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2032/02/15	2,700,000.000	2,382,011.700	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2041/02/15	385,000.000	266,898.220	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2051/02/15	655,000.000	367,695.500	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2051/11/15	525,000.000	291,641.590	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2% 2026/11/15	950,000.000	928,105.460	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2% 2041/11/15	750,000.000	518,730.450	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2% 2050/02/15	433,000.000	254,302.920	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2% 2051/08/15	685,000.000	394,410.150	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2027/02/15	1,130,000.000	1,104,486.710	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2027/11/15	1,220,000.000	1,182,303.900	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2041/05/15	190,000.000	138,766.790	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2049/08/15	297,000.000	186,239.880	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2052/02/15	823,000.000	501,933.550	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2027/05/15	740,000.000	722,887.500	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2029/03/31	2,130,000.000	2,034,732.400	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2042/02/15	580,000.000	423,558.580	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2049/11/15	650,000.000	417,904.290	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2051/05/15	880,000.000	557,390.610	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.5% 2046/02/15	156,000.000	108,328.590	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.5% 2046/05/15	244,000.000	168,846.080	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.625% 2027/05/31	827,000.000	811,106.080	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.625% 2029/02/15	1,280,000.000	1,235,600.000	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.625% 2029/07/31	1,205,000.000	1,157,223.610	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2027/04/30	1,100,000.000	1,081,996.080	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2028/02/15	1,382,000.000	1,351,552.800	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2029/05/31	330,000.000	318,939.830	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2032/08/15	1,110,000.000	1,027,313.650	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2042/08/15	260,000.000	199,600.770	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2042/11/15	699,000.000	534,134.290	

		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2047/08/15	777,000.000	554,583.750	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2047/11/15	100,000.000	71,179.680	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2028/05/15	1,300,000.000	1,273,187.500	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2028/08/15	2,800,000.000	2,736,453.090	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2029/04/30	1,300,000.000	1,263,183.580	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2032/05/15	2,693,000.000	2,521,426.400	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2043/05/15	660,000.000	510,597.640	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2045/08/15	231,000.000	172,952.220	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2046/11/15	168,000.000	123,939.370	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2049/05/15	300,000.000	215,308.590	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2052/05/15	860,000.000	604,217.180	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2042/05/15	130,000.000	104,147.260	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2044/11/15	468,000.000	361,036.390	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2045/05/15	530,000.000	406,526.560	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2045/11/15	100,000.000	76,292.960	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2047/02/15	370,000.000	278,381.630	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2047/05/15	495,000.000	371,346.670	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2048/02/15	790,000.000	587,408.180	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2048/08/15	580,000.000	429,290.620	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2049/02/15	365,000.000	268,987.880	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2052/08/15	835,000.000	601,526.160	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2027/08/31	2,000,000.000	1,977,968.740	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2029/08/31	500,000.000	489,003.900	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2043/02/15	847,000.000	682,992.980	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2044/08/15	595,000.000	470,073.220	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2048/05/15	880,000.000	668,043.730	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.25% 2029/06/30	1,269,000.000	1,248,180.450	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.25% 2042/05/15	730,000.000	605,415.220	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2033/05/15	1,840,000.000	1,758,565.590	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2042/08/15	700,000.000	588,929.670	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2044/05/15	430,000.000	354,346.870	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2048/11/15	875,000.000	692,241.200	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2028/01/31	900,000.000	896,519.520	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/01/31	1,893,000.000	1,874,513.650	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/04/30	2,610,000.000	2,581,657.000	

		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2033/02/15	930,000.000	899,012.090	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2026/09/30	140,000.000	139,382.030	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2030/03/31	1,930,000.000	1,919,822.250	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2043/08/15	800,000.000	689,593.740	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2044/02/15	831,000.000	712,420.170	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2053/02/15	655,000.000	533,876.160	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2053/05/15	870,000.000	708,302.320	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2029/08/31	700,000.000	697,703.120	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2030/06/30	1,420,000.000	1,419,001.540	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2030/12/31	750,000.000	747,773.430	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2043/11/15	940,000.000	822,463.270	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2027/11/30	1,520,000.000	1,526,887.420	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2029/09/30	200,000.000	201,210.920	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2029/11/30	300,000.000	301,769.520	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2029/12/31	840,000.000	845,053.100	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2033/08/15	1,140,000.000	1,125,349.200	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2043/02/15	600,000.000	538,312.500	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2034/08/15	1,750,000.000	1,712,675.760	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2027/01/15	2,050,000.000	2,055,685.470	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2029/10/31	300,000.000	303,246.090	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2030/07/31	260,000.000	262,701.550	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2031/01/31	1,260,000.000	1,271,123.400	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2034/02/15	1,310,000.000	1,299,305.060	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2042/11/15	600,000.000	548,601.550	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2052/11/15	1,190,000.000	1,039,018.750	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2026/06/15	211,000.000	211,233.230	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2029/03/31	200,000.000	202,929.680	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2030/08/31	380,000.000	386,115.600	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2031/03/31	500,000.000	507,265.600	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2053/08/15	945,000.000	842,305.060	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2029/10/31	1,000,000.000	1,015,507.800	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2029/11/30	1,500,000.000	1,523,730.450	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2031/07/31	1,000,000.000	1,013,398.400	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2044/08/15	860,000.000	788,613.270	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2029/06/30	225,000.000	229,412.090	

	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2031/02/28	1,540,000.000	1,572,785.060	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2054/02/15	720,000.000	655,537.490	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2028/01/15	850,000.000	861,289.020	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2034/11/15	1,870,000.000	1,879,934.370	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2035/05/15	1,650,000.000	1,654,640.620	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2039/5/15	107,000.000	104,404.410	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2040/11/15	200,000.000	192,320.310	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2054/08/15	950,000.000	865,130.840	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2034/05/15	1,160,000.000	1,180,390.580	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2039/11/15	100,000.000	98,277.340	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2040/5/15	100,000.000	98,011.710	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2026/07/15	1,700,000.000	1,708,267.440	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2027/04/15	5,170,000.000	5,234,019.070	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2029/05/31	1,500,000.000	1,542,246.000	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2033/11/15	925,000.000	951,955.050	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2044/02/15	690,000.000	667,575.000	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2039/8/15	135,000.000	134,815.420	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2054/11/15	750,000.000	712,382.810	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2026/09/15	450,000.000	453,550.770	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2026/10/15	1,500,000.000	1,513,066.350	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2026/11/15	247,000.000	249,344.540	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2027/06/15	2,194,000.000	2,229,823.840	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2029/04/30	1,800,000.000	1,857,726.540	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2031/04/30	1,130,000.000	1,174,979.190	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2031/05/31	610,000.000	634,233.160	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2054/05/15	990,000.000	959,294.490	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2035/02/15	630,000.000	651,065.620	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.75% 2053/11/15	930,000.000	919,646.470	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.75% 2045/02/15	180,000.000	179,156.250	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.875% 2030/10/31	575,000.000	604,356.380	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 5.25% 2028/11/15	620,000.000	649,546.840	
	US TREASURY N/B 6.25% 2030/05/15	1,485,000.000	1,645,391.580	
アメリカドル　小計		155,876,000.000	144,902,556.820 (21,393,413,489)	
イギリスポンド	TREASURY 4.0% 2060/1/22	210,000.000	166,438.910	
	TSY 4.75% 2038 4.75% 2038/12/7	590,000.000	585,404.130	

		UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2071/10/22	89,000.000	35,134.100	
		UNITED KINGDOM GILT 2.5% 2065/07/22	120,000.000	65,403.130	
		UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2033/01/31	1,202,000.000	1,123,294.700	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/01/22	538,000.000	424,218.410	
		UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2068/07/22	426,000.000	300,938.660	
		UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2038/01/29	209,000.000	188,434.660	
		UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2053/10/22	487,000.000	373,044.280	
		UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2052/7/22	306,000.000	237,006.840	
		UNITED KINGDOM GILT 4% 2031/10/22	895,000.000	889,197.480	
		UNITED KINGDOM GILT 4% 2063/10/22	545,000.000	427,330.480	
		UNITED KINGDOM GILT 4.125% 2027/01/29	1,050,000.000	1,054,397.390	
		UNITED KINGDOM GILT 4.125% 2029/07/22	720,000.000	726,553.860	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2034/07/31	100,000.000	98,427.720	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2046/12/07	485,000.000	421,085.650	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2039/9/7	410,000.000	382,326.200	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2049/12/7	410,000.000	350,157.150	
		UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2055/12/7	120,000.000	100,343.110	
		UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2054/07/31	594,000.000	507,929.400	
		UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2028/03/07	684,000.000	693,066.820	
		UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2030/03/07	1,004,000.000	1,021,416.460	
		UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2040/01/31	460,000.000	431,815.610	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2028/06/07	210,000.000	213,906.980	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2035/03/07	535,000.000	533,441.450	
		UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2042/12/7	120,000.000	111,336.860	
		UNITED KINGDOM GILT 4.625% 2034/01/31	857,000.000	870,291.790	
		UNITED KINGDOM GILT 4.75% 2043/10/22	760,000.000	719,263.920	
		UNITED KINGDOM GILT 4.75% 2030/12/07	135,000.000	140,455.640	
		UNITED KINGDOM GILT 5.375% 2056/01/31	25,000.000	25,064.880	
	イギリスポンド　小計		14,296,000.000	13,217,126.670 (2,588,045,573)	
	イスラエルシュケル	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 0.5% 2026/02/27	31,000.000	30,429.600	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1.3% 2032/04/30	785,000.000	656,189.040	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1.5% 2037/05/31	313,000.000	231,205.960	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 2% 2027/03/31	440,000.000	428,164.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 2.25% 2028/09/28	90,000.000	86,814.000	
		ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 2.8% 2052/11/29	250,000.000	181,176.290	

	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 3.75% 2027/09/30	870,000.000	890,184.000	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 3.75% 2029/02/28	310,000.000	311,178.000	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 3.75% 2047/03/31	278,000.000	248,818.130	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 4% 2035/03/30	440,000.000	435,956.790	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 5.5% 2042/01/31	420,000.000	478,894.110	
イスラエルシュケル　小計		4,227,000.000	3,979,009.920 (172,121,624)	
オーストラリアドル	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1% 2030/12/21	50,000.000	43,438.000	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1% 2031/11/21	291,000.000	244,643.700	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.25% 2032/05/21	350,000.000	294,105.000	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/06/21	514,000.000	452,294.300	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.75% 2051/06/21	2,000.000	1,053.180	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.25% 2028/05/21	565,000.000	547,456.750	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/05/21	333,000.000	316,646.370	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2027/11/21	140,000.000	138,014.800	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2028/11/21	75,000.000	73,347.750	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/11/21	159,000.000	153,867.480	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2035/06/21	600,000.000	525,132.000	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2041/05/21	90,000.000	70,744.500	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/03/21	257,000.000	191,791.390	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2029/04/21	333,000.000	330,072.930	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2039/06/21	180,000.000	155,982.600	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.5% 2034/12/21	105,000.000	98,871.150	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.75% 2034/05/21	220,000.000	212,733.400	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.75% 2037/04/21	285,000.000	267,532.350	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.25% 2034/06/21	375,000.000	376,252.500	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.25% 2035/12/21	347,000.000	344,626.520	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.5% 2033/04/21	530,000.000	545,364.700	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.75% 2054/06/21	214,000.000	205,448.560	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.75% 2027/4/21	537,000.000	549,114.720	
オーストラリアドル　小計		6,552,000.000	6,138,534.650 (586,905,298)	
カナダドル	CANADA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 2.75% 2064/12/01	154,000.000	124,371.940	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 0.5% 2030/12/01	50,000.000	43,821.500	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/06/01	811,000.000	748,528.670	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/06/01	650,000.000	595,699.000	

		CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/12/01	50,000.000	45,354.500	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2032/06/01	391,000.000	362,969.210	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2051/12/01	820,000.000	584,848.600	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2027/09/01	315,000.000	315,308.700	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2048/12/01	26,000.000	22,210.760	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2055/12/01	175,000.000	144,719.750	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2027/05/01	115,000.000	115,100.050	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3% 2026/04/01	474,000.000	474,976.440	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3% 2034/06/01	346,000.000	337,516.080	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3% 2027/02/01	670,000.000	672,974.800	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2028/09/01	250,000.000	253,290.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2026/11/01	60,000.000	60,405.600	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2034/12/01	200,000.000	198,296.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2035/06/01	773,000.000	764,612.950	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2028/03/01	285,000.000	290,323.800	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2034/03/01	110,000.000	111,602.700	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2029/09/01	766,000.000	783,817.160	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2045/12/1	135,000.000	132,309.450	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2057/12/01	195,000.000	187,233.150	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 4% 2026/05/01	15,000.000	15,144.000	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 4% 2029/03/01	360,000.000	374,115.600	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 4% 2026/08/01	40,000.000	40,506.800	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 4.5% 2026/02/01	75,000.000	75,643.500	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 5% 2037/6/1	204,000.000	234,092.040	
		CANADIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 2033/6/1	550,000.000	643,747.500	
	カナダドル　小計		9,065,000.000	8,753,540.250 (937,241,555)	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 2.875% 2030/9/1	50,000.000	52,390.000	
		SINGAPORE GOV'T 3.5% 2027/3/1	214,000.000	219,949.200	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.25% 2026/11/01	130,000.000	129,259.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.625% 2031/07/01	80,000.000	78,480.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.875% 2050/03/01	10,000.000	9,390.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.875% 2051/10/01	145,000.000	135,140.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.125% 2026/06/01	15,000.000	15,045.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.25% 2036/08/01	55,000.000	55,385.000	
		SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.375% 2039/07/01	160,000.000	163,039.980	

	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.625% 2028/05/01	214,000.000	218,922.000	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.625% 2032/08/01	60,000.000	62,370.000	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2042/04/01	130,000.000	139,620.000	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 2046/03/01	90,000.000	97,999.200	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.875% 2029/07/01	15,000.000	15,585.000	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3% 2072/08/01	81,000.000	94,770.000	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.375% 2033/09/01	60,000.000	65,730.000	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.375% 2034/05/01	50,000.000	55,050.000	
シンガポールドル　小計		1,559,000.000	1,608,124.380 (184,130,242)	
スウェーデンクローナ	SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.125% 2031/05/12	400,000.000	357,556.560	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/05/12	595,000.000	576,981.440	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 0.75% 2029/11/12	90,000.000	85,477.730	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 1% 2026/11/12	1,770,000.000	1,750,400.730	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 1.75% 2033/11/11	90,000.000	86,432.250	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 2.25% 2032/06/01	1,420,000.000	1,426,427.480	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 2.25% 2035/05/11	400,000.000	395,506.320	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5% 2039/3/30	865,000.000	955,501.900	
スウェーデンクローナ　小計		5,630,000.000	5,634,284.410 (86,035,523)	
デンマーククローネ	DENMARK GOVERNMENT BOND 0% 2031/11/15	490,000.000	427,624.690	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 0.25% 2052/11/15	630,000.000	326,039.070	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/11/15	30,000.000	29,211.510	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 0.5% 2029/11/15	220,000.000	206,734.620	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 1.75% 2025/11/15	800,000.000	799,946.240	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 2.25% 2033/11/15	640,000.000	634,489.910	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 2.25% 2035/11/15	760,000.000	740,574.410	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 4.5% 2039/11/15	1,204,000.000	1,453,252.790	
デンマーククローネ　小計		4,774,000.000	4,617,873.240 (105,610,761)	
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 0.25% 2028/05/15	20,000.000	18,313.400	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/05/15	150,000.000	130,633.500	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 1.75% 2041/05/15	203,000.000	131,493.250	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 2% 2032/05/15	120,000.000	104,606.400	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2037/04/15	150,000.000	123,433.500	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 3% 2029/04/20	20,000.000	19,565.800	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 3.5% 2033/04/14	240,000.000	227,280.000	

	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2027/04/15	190,000.000	193,881.700	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2030/05/15	423,000.000	435,448.890	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2035/05/15	120,000.000	119,781.600	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 5% 2054/05/15	60,000.000	58,063.200	
ニュージーランドドル　小計		1,696,000.000	1,562,501.240 (136,406,358)	
ノルウェークローネ	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.25% 2031/09/17	930,000.000	803,901.150	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.375% 2030/08/19	190,000.000	169,782.380	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.5% 2026/02/19	490,000.000	483,839.350	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2029/09/06	400,000.000	371,337.850	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 2% 2028/04/26	405,000.000	388,974.370	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 2.125% 2032/05/18	850,000.000	765,577.480	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 3% 2033/08/15	1,370,000.000	1,288,315.640	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 3.5% 2042/10/06	120,000.000	114,159.470	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 3.625% 2034/04/13	500,000.000	490,984.510	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 3.625% 2039/05/31	140,000.000	135,662.320	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 3.75% 2035/06/12	250,000.000	247,158.590	
ノルウェークローネ　小計		5,645,000.000	5,259,693.110 (75,686,984)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2026/07/25	755,000.000	744,467.160	
	POLAND GOVT BOND 5.75% 2029/4/25	790,000.000	821,183.190	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/10/25	80,000.000	67,049.390	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 1.75% 2032/04/25	490,000.000	399,778.060	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/07/25	520,000.000	502,919.040	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 3.75% 2027/05/25	560,000.000	555,385.490	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2030/07/25	970,000.000	955,565.390	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 4.75% 2029/07/25	1,250,000.000	1,253,599.860	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 5% 2034/10/25	630,000.000	615,097.560	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 5% 2030/01/25	590,000.000	595,534.300	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 5% 2035/10/25	170,000.000	164,457.770	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 6% 2033/10/25	805,000.000	846,185.000	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 7.5% 2028/07/25	100,000.000	108,296.690	

ポーランドズロチ　小計		7,710,000.000	7,629,518.900 (304,951,870)	
マレーシアリンギット	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 2.632% 2031/04/15	100,000.000	96,322.890	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.582% 2032/07/15	80,000.000	81,016.800	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.733% 2028/06/15	200,000.000	203,415.460	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.757% 2040/05/22	650,000.000	655,377.050	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.828% 2034/07/05	100,000.000	102,777.140	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.844% 2033/04/15	220,000.000	225,781.520	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.892% 2027/03/15	100,000.000	101,417.650	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.232% 2031/06/30	250,000.000	261,716.350	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.254% 2035/05/31	330,000.000	351,222.190	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.457% 2053/03/31	310,000.000	335,662.480	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.498% 2030/04/15	270,000.000	284,879.610	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.504% 2029/04/30	720,000.000	753,359.680	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.642% 2033/11/07	260,000.000	282,022.000	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.696% 2042/10/15	220,000.000	245,789.030	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.736% 2046/03/15	270,000.000	301,843.580	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.762% 2037/04/07	580,000.000	643,689.220	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.921% 2048/07/06	500,000.000	575,456.340	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.935% 2043/09/30	110,000.000	126,206.230	
	MALAYSIAN GOV'T 3.502% 2027/5/31	690,000.000	695,887.770	
	MALAYSIAN GOV'T 5.248% 2028/9/15	315,000.000	334,659.420	
マレーシアリンギット　小計		6,275,000.000	6,658,502.410 (231,290,406)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 5.5% 2027/03/04	2,900,000.000	2,790,915.600	
	MEXICAN BONOS 5.75% 2026/03/05	1,000,000.000	986,220.000	
	MEXICAN BONOS 7.5% 2033/05/26	9,150,000.000	8,359,531.500	
	MEXICAN BONOS 7.75% 2034/11/23	1,030,000.000	940,091.300	
	MEXICAN BONOS 7.75% 2042/11/13	5,010,000.000	4,159,101.600	
	MEXICAN BONOS 7.75% 2031/5/29	2,300,000.000	2,194,384.000	
	MEXICAN BONOS 8% 2047/11/07	1,300,000.000	1,082,458.000	
	MEXICAN BONOS 8% 2053/07/31	6,600,000.000	5,435,166.000	
	MEXICAN BONOS 8.5% 2029/5/31	1,300,000.000	1,298,882.000	
	MEXICAN BONOS 8.5% 2029/03/01	10,600,000.000	10,595,124.000	
	MEXICAN BONOS 8.5% 2028/03/02	5,910,000.000	5,934,940.200	
	MEXICAN BONOS 8.5% 2030/02/28	2,100,000.000	2,088,156.000	
	MEXICANBONOS 8.5% 2038/11/18	2,400,000.000	2,212,632.000	
メキシコペソ　小計		51,600,000.000	48,077,602.200 (376,293,777)	

	ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.15% 2044/06/20	119,000.000	113,957.870	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.8% 2062/01/26	100,000.000	101,740.000	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 1% 2031/06/22	158,000.000	143,838.780	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 3% 2034/06/22	80,000.000	79,609.750	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.75% 2045/06/22	210,000.000	207,836.910	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4% 2032/03/28	275,000.000	295,073.010	
		BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 2041/3/28	150,000.000	160,315.760	
		BELGIUM KINGDOM 5% 2035/3/28	527,000.000	607,917.410	
		BELGIUM KINGDOM 5.5% 2028/3/28	460,000.000	499,484.780	
		BUNDESOBLIGATION 2.1% 2029/04/12	915,000.000	915,128.270	
		BUNDESOBLIGATION 2.2% 2030/10/10	300,000.000	299,109.070	
		BUNDESOBLIGATION 2.4% 2030/04/18	500,000.000	504,098.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 1.25% 2048/08/15	35,000.000	24,332.980	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2.5% 2046/08/15	887,000.000	806,391.910	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4% 2037/1/4	550,000.000	615,149.030	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.25% 2039/7/4	473,000.000	544,676.640	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2028/7/4	1,178,000.000	1,268,651.560	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4.75% 2040/7/4	379,000.000	459,800.470	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2032/02/15	375,000.000	321,776.470	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 0% 2050/08/15	195,000.000	90,282.010	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.7% 2032/08/15	490,000.000	467,895.320	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1.8% 2053/08/15	450,000.000	337,331.280	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.1% 2029/11/15	875,000.000	872,694.320	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.3% 2033/02/15	157,000.000	155,141.470	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.4% 2030/11/15	356,000.000	358,285.930	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.5% 2054/08/15	655,000.000	572,430.350	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.5% 2035/02/15	170,000.000	168,015.140	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.6% 2033/08/15	500,000.000	503,043.000	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.6% 2041/05/15	210,000.000	199,132.840	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.6% 2034/08/15	490,000.000	490,034.140	

		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.6% 2035/08/15	580,000.000	575,929.120	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.9% 2056/08/15	150,000.000	141,464.250	
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 5.5% 2031/1/4	750,000.000	871,385.240	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 1.7% 2027/06/10	800,000.000	797,050.210	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 1.9% 2027/09/16	370,000.000	369,833.590	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2% 2026/12/10	430,000.000	430,587.030	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.7% 2026/09/17	331,000.000	333,927.890	
		DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 4.75% 2034/7/4	700,000.000	821,211.480	
		DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 5.625% 2028/1/4	720,000.000	782,025.040	
		DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 6.25% 2030/1/4	170,000.000	198,928.300	
		DEUTSCHLAND REP 3.25% 2042/7/4	436,000.000	448,445.820	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0% 2030/09/15	88,000.000	77,575.280	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2036/04/15	40,000.000	29,110.740	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.125% 2052/04/15	43,000.000	17,834.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2028/09/15	295,000.000	280,017.830	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2029/09/15	120,000.000	111,353.940	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2043/04/15	55,000.000	33,544.880	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 1.375% 2027/04/15	94,000.000	93,043.600	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 1.375% 2047/04/15	40,000.000	26,887.670	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2032/09/15	70,000.000	64,316.770	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2042/07/04	50,000.000	44,942.770	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2038/04/15	110,000.000	104,195.160	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2.875% 2029/04/15	90,000.000	91,784.170	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 2.95% 2055/04/15	65,000.000	56,536.370	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 3% 2033/09/15	110,000.000	110,881.400	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 3% 2034/09/15	110,000.000	110,388.530	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 3% 2035/09/15	50,000.000	49,732.510	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 3.2% 2045/04/15	101,000.000	96,421.420	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2027/10/25	560,000.000	567,925.510	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2045/05/25	545,000.000	496,918.870	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2038/10/25	1,175,000.000	1,221,583.780	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2055/4/25	421,000.000	411,921.140	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2060/4/25	393,000.000	377,939.920	
		FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	955,000.000	1,037,853.680	

		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2031/11/25	806,000.000	674,992.270	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/02/25	1,032,000.000	996,256.630	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2053/05/25	237,000.000	107,209.810	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1% 2027/05/25	476,000.000	467,627.540	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2031/05/25	590,000.000	550,484.940	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2050/05/25	763,000.000	462,297.920	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2066/05/25	140,000.000	73,637.920	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.4% 2028/09/24	440,000.000	441,403.020	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.5% 2026/09/24	553,000.000	556,406.860	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.5% 2027/09/24	900,000.000	907,815.780	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.5% 2043/05/25	227,000.000	187,774.790	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.7% 2031/02/25	910,000.000	907,955.340	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2029/02/25	1,250,000.000	1,265,371.610	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	1,440,000.000	1,451,034.260	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3% 2033/05/25	757,000.000	752,651.060	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3% 2054/05/25	325,000.000	263,991.540	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.2% 2035/05/25	870,000.000	859,857.400	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2055/05/25	400,000.000	338,893.900	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.5% 2033/11/25	910,000.000	932,610.660	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.6% 2042/05/25	105,000.000	101,893.650	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.75% 2056/05/25	180,000.000	166,808.520	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 4.75% 2035/04/25	895,000.000	1,001,735.260	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.5% 2029/04/25	1,205,000.000	1,336,121.700	
		FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.75% 2032/10/25	1,008,000.000	1,188,356.690	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0% 2031/10/18	158,000.000	135,008.150	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0.2% 2030/10/18	223,000.000	198,846.190	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0.4% 2035/05/15	100,000.000	78,311.000	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 0.9% 2028/05/15	80,000.000	77,579.200	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1% 2026/05/15	59,000.000	58,561.630	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.1% 2029/05/15	120,000.000	115,152.600	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2050/05/15	93,000.000	63,249.010	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 1.7% 2037/05/15	100,000.000	86,350.000	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 2% 2045/02/18	91,000.000	73,220.600	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 2.4% 2030/05/15	60,000.000	60,113.400	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 2.6% 2034/10/18	90,000.000	87,825.240	

		IRELAND GOVERNMENT BOND 3% 2043/10/18	125,000.000	118,886.620	
		IRELAND GOVERNMENT BOND 3.15% 2055/10/18	20,000.000	18,408.320	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.35% 2029/01/15	180,000.000	179,522.010	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.65% 2028/06/15	1,180,000.000	1,191,405.290	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.7% 2027/10/15	730,000.000	738,329.300	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.8% 2067/03/01	188,000.000	133,425.780	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.95% 2027/02/15	900,000.000	911,714.300	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2.95% 2030/07/01	1,070,000.000	1,082,227.100	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/10/01	770,000.000	783,421.770	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.1% 2026/08/28	285,000.000	288,242.290	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.15% 2031/11/15	800,000.000	808,821.010	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.25% 2032/07/15	715,000.000	723,138.410	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.35% 2029/07/01	630,000.000	649,538.750	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.45% 2027/07/15	900,000.000	922,494.240	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.45% 2031/07/15	720,000.000	741,602.520	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.45% 2048/03/01	106,000.000	95,365.310	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.5% 2031/02/15	1,040,000.000	1,075,715.050	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.6% 2035/10/01	300,000.000	302,568.180	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.65% 2035/08/01	200,000.000	202,827.350	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.8% 2028/08/01	218,000.000	227,452.210	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2034/07/01	195,000.000	202,676.610	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2049/09/01	799,000.000	760,157.620	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.85% 2035/02/01	450,000.000	466,232.400	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2030/11/15	75,000.000	79,519.180	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.1% 2029/02/01	795,000.000	839,723.520	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.15% 2039/10/01	790,000.000	816,308.260	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.2% 2034/03/01	240,000.000	256,508.610	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.3% 2054/10/01	110,000.000	108,841.160	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.35% 2033/11/01	375,000.000	404,482.870	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.45% 2043/09/01	601,000.000	630,867.590	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4.5% 2053/10/01	441,000.000	453,583.080	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2034/08/01	150,000.000	169,442.670	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1	1,065,000.000	1,204,089.730	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2040/9/1	307,000.000	346,611.710	
		ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5.75% 2033/02/01	953,000.000	1,118,985.330	

		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0% 2027/10/22	122,000.000	116,655.640	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.35% 2032/06/22	65,000.000	55,055.940	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 2028/06/22	30,000.000	28,874.520	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.7% 2050/06/22	134,000.000	86,015.890	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 2057/06/22	258,000.000	173,096.130	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.6% 2030/10/22	460,000.000	460,412.090	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.7% 2029/10/22	210,000.000	212,501.100	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3% 2033/06/22	335,000.000	336,435.470	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.1% 2035/06/22	50,000.000	49,561.030	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.3% 2054/06/22	230,000.000	201,001.440	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.45% 2043/06/22	150,000.000	143,836.770	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.45% 2042/06/22	160,000.000	153,916.790	
		KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.5% 2055/06/22	126,000.000	113,499.270	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2026/01/15	45,000.000	44,623.530	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2027/01/15	219,000.000	213,086.310	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2029/01/15	440,000.000	408,751.350	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2031/07/15	206,000.000	178,305.080	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2052/01/15	86,000.000	36,629.220	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.5% 2032/07/15	90,000.000	78,263.450	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0.75% 2028/07/15	78,000.000	75,102.780	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2% 2054/01/15	324,000.000	245,278.780	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/01/15	318,000.000	320,718.290	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2033/01/15	170,000.000	168,777.950	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2033/07/15	170,000.000	167,947.660	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2034/07/15	280,000.000	274,293.710	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/01/15	207,000.000	190,763.350	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/01/15	442,000.000	486,263.790	
		NETHERLANDS GOVT 3.75% 2042/1/15	402,000.000	430,699.290	

		NETHERLANDS GOVT 5.5% 2028/1/15	95,000.000	102,819.490	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 0.7% 2027/10/15	100,000.000	97,356.980	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 1.65% 2032/07/16	110,000.000	102,722.740	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 1.95% 2029/06/15	312,000.000	309,091.250	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 2.875% 2034/10/20	66,000.000	65,247.310	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3% 2035/06/15	140,000.000	138,820.180	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.375% 2040/06/15	60,000.000	58,629.800	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.5% 2038/06/18	145,000.000	146,522.700	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.625% 2054/06/12	115,000.000	108,740.230	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.875% 2030/02/15	189,000.000	201,518.100	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 4.1% 2037/04/15	100,000.000	108,043.180	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 4.1% 2045/02/15	115,000.000	121,164.000	
		PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 4.125% 2027/04/14	135,000.000	139,813.920	
		REP OF AUSTRIA 6.25% 2027/07/15	190,000.000	205,150.380	
		REPUBLIC OF AUSTRIA 4.15% 2037/3/15	311,000.000	340,961.200	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2028/10/20	99,000.000	92,327.910	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.5% 2027/04/20	148,000.000	144,356.850	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.5% 2029/02/20	380,000.000	357,513.560	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.9% 2032/02/20	103,000.000	92,187.060	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2047/02/20	199,000.000	138,329.010	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2% 2026/07/15	117,000.000	117,022.810	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.1% 2117/09/20	136,000.000	79,718.970	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.5% 2029/10/20	30,000.000	30,179.520	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.9% 2029/05/23	100,000.000	102,305.350	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.9% 2033/02/20	215,000.000	216,687.100	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.9% 2034/02/20	160,000.000	160,212.000	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.95% 2035/02/20	340,000.000	338,586.280	

		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.15% 2053/10/20	200,000.000	181,470.160	
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.45% 2030/10/20	245,000.000	256,443.870	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2027/01/31	90,000.000	87,408.230	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0% 2028/01/31	430,000.000	408,056.690	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0.5% 2031/10/31	110,000.000	96,109.300	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 0.8% 2027/07/30	580,000.000	566,225.820	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/10/31	325,000.000	303,876.040	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.4% 2028/05/31	1,011,000.000	1,015,902.230	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/05/31	430,000.000	433,527.110	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.7% 2048/10/31	390,000.000	319,592.550	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.7% 2030/01/31	625,000.000	630,605.620	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 2.8% 2026/05/31	110,000.000	110,715.560	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.1% 2031/07/30	956,000.000	976,179.240	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.15% 2033/04/30	749,000.000	759,139.410	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.15% 2035/04/30	115,000.000	114,548.630	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.25% 2034/04/30	440,000.000	445,430.480	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2034/10/31	693,000.000	709,886.510	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2043/07/30	522,000.000	497,835.380	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/07/30	224,000.000	191,797.820	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.5% 2029/05/31	1,360,000.000	1,414,906.860	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.5% 2041/01/31	250,000.000	243,740.490	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.55% 2033/10/31	255,000.000	264,585.200	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 3.9% 2039/07/30	408,000.000	421,525.290	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4% 2054/10/31	536,000.000	529,655.280	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.7% 2041/7/30	184,000.000	206,130.440	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 4.9% 2040/7/30	410,000.000	468,974.550	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2028/10/31	229,000.000	249,422.530	
		SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31	182,000.000	215,181.000	
		SPANISH GOV'T 5.75% 2032/7/30	329,000.000	389,582.540	
	ユーロ　小計		81,657,000.000	81,622,063.950 (13,927,988,992)	
	中国元	CHINA GOVERNMENT BOND 1.35% 2026/09/25	4,000,000.000	3,995,825.600	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.38% 2027/06/15	8,000,000.000	7,991,000.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.42% 2027/11/15	5,000,000.000	4,995,450.450	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.45% 2028/02/25	7,500,000.000	7,499,227.270	

		CHINA GOVERNMENT BOND 1.49% 2031/12/25	1,200,000.000	1,186,106.420	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.59% 2027/03/15	2,500,000.000	2,506,325.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.62% 2027/08/15	640,000.000	641,947.070	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.65% 2035/05/15	5,500,000.000	5,452,078.440	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.67% 2035/05/25	3,000,000.000	2,985,090.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.74% 2029/10/15	5,000,000.000	5,033,654.500	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.79% 2032/03/25	2,100,000.000	2,115,099.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.85% 2027/05/15	5,400,000.000	5,439,722.940	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.87% 2031/09/15	5,340,000.000	5,401,267.420	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.04% 2034/11/25	5,100,000.000	5,226,777.330	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.11% 2034/08/25	2,400,000.000	2,472,078.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.12% 2031/06/25	1,100,000.000	1,128,113.460	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.18% 2026/08/15	3,980,000.000	4,012,199.790	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.27% 2034/05/25	3,400,000.000	3,544,170.200	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.28% 2031/03/25	4,500,000.000	4,652,589.600	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.3% 2026/05/15	5,200,000.000	5,238,357.800	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.35% 2034/02/25	7,400,000.000	7,753,204.220	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.37% 2027/01/20	8,400,000.000	8,517,358.080	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.37% 2029/01/15	5,400,000.000	5,553,955.080	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.39% 2026/11/15	5,000,000.000	5,062,417.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.4% 2028/07/15	9,400,000.000	9,652,605.260	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.48% 2027/04/15	5,850,000.000	5,954,713.240	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.48% 2028/09/25	8,900,000.000	9,171,654.700	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.5% 2027/07/25	8,900,000.000	9,065,475.920	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.52% 2033/08/25	5,200,000.000	5,507,408.920	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.54% 2030/12/25	9,500,000.000	9,942,115.750	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.6% 2030/09/15	2,450,000.000	2,567,888.610	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.6% 2032/09/01	1,050,000.000	1,113,768.490	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.62% 2028/04/15	7,330,000.000	7,555,530.900	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.62% 2029/09/25	3,800,000.000	3,959,522.480	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.62% 2030/06/25	4,950,000.000	5,188,469.220	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.67% 2033/05/25	1,950,000.000	2,085,483.460	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.67% 2033/11/25	2,500,000.000	2,679,117.750	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21	5,860,000.000	6,151,652.200	

		CHINA GOVERNMENT BOND 2.69% 2032/08/15	6,500,000.000	6,924,053.500	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/06/15	9,100,000.000	9,512,719.580	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.75% 2032/02/17	1,650,000.000	1,761,082.780	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.76% 2032/05/15	3,900,000.000	4,170,507.120	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.79% 2029/12/15	3,100,000.000	3,260,307.510	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.8% 2029/03/24	7,100,000.000	7,427,971.010	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.8% 2030/03/25	3,430,000.000	3,618,914.790	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.8% 2032/11/15	2,300,000.000	2,475,567.740	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.89% 2031/11/18	3,340,000.000	3,589,259.190	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.12% 2052/10/25	500,000.000	615,407.000	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.19% 2053/04/15	3,300,000.000	4,125,906.840	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.32% 2052/04/15	4,900,000.000	6,214,071.220	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.39% 2050/03/16	2,570,000.000	3,252,513.610	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.53% 2051/10/18	1,270,000.000	1,660,440.920	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.72% 2051/04/12	1,350,000.000	1,809,537.300	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.81% 2050/09/14	4,190,000.000	5,674,020.480	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.86% 2049/07/22	2,860,000.000	3,857,231.950	
		CHINA GOVERNMENT BOND 4.08% 2048/10/22	1,650,000.000	2,286,607.950	
	中国元　小計		247,710,000.000	261,235,542.060 (5,359,351,640)	
国債証券　合計				46,465,474,092 (46,465,474,092)	
合計				46,465,474,092 (46,465,474,092)	

（注）1　各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
　　2　合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券	167銘柄	100.0%	45.9%
イギリスポンド	国債証券	30銘柄	100.0%	5.6%
イスラエルシュケル	国債証券	11銘柄	100.0%	0.4%
オーストラリアドル	国債証券	23銘柄	100.0%	1.3%
カナダドル	国債証券	29銘柄	100.0%	2.0%
シンガポールドル	国債証券	17銘柄	100.0%	0.4%
スウェーデンクローナ	国債証券	8銘柄	100.0%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券	8銘柄	100.0%	0.2%
ニュージーランドドル	国債証券	11銘柄	100.0%	0.3%
ノルウェークローネ	国債証券	11銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券	13銘柄	100.0%	0.7%
マレーシアリンギット	国債証券	20銘柄	100.0%	0.5%
メキシコペソ	国債証券	13銘柄	100.0%	0.8%
ユーロ	国債証券	218銘柄	100.0%	30.0%
中国元	国債証券	56銘柄	100.0%	11.5%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2025年８月４日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	3,264,679,094
投資信託受益証券	30,660,100,722
派生商品評価勘定	2,093,457
未収入金	140,934,983
流動資産合計	34,067,808,256
資産合計	34,067,808,256
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,228,095,239
流動負債合計	3,228,095,239
負債合計	3,228,095,239
純資産の部	
元本等	
元本	6,067,060,080
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	24,772,652,937
元本等合計	30,839,713,017
純資産合計	30,839,713,017
負債純資産合計	34,067,808,256

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年５月３日から翌年５月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年８月４日現在）
１　当該計算日における受益権総数	6,067,060,080口
２　１口当たり純資産額	5.0831円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。株価指数先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（2025年８月４日現在）

１　貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２　時価の算定方法
（１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（２）デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。
（３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

４　金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年８月４日現在）	
同計算期間の期首元本額	8,503,857,808円
同計算期間中の追加設定元本額	5,826,183,689円
同計算期間中の一部解約元本額	8,262,981,417円
同計算期間末日の元本額※	6,067,060,080円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ＪＤＦインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)	64,098,217円
iシェアーズ　先進国株式インデックス・ファンド	1,009,629,377円
ブラックロック世界分散投資ファンド	130,766,207円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	749,906,870円
ブラックロックLifePathファンド2055	178,833,538円
ブラックロックLifePathファンド2045	172,000,714円
ブラックロックLifePathファンド2035	223,084,428円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,382,358,538円
ブラックロックLifePathファンド2030	170,400,349円
ブラックロックLifePathファンド2040	198,439,040円
ブラックロックLifePathファンド2050	142,491,759円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	1,253,301,598円
ブラックロックLifePathファンド2025	37,650,313円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	193,274,902円
ブラックロックLifePathファンド2060	72,901,672円
ブラックロックLifePathファンド2065	87,442,641円
ブラックロックLifePathファンド2070	479,917円
合計	6,067,060,080円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（2025年８月４日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,526,759,148
合計	2,526,759,148

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	（2025年８月４日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち１年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	カナダドル	126,534,913	－	124,441,456	2,093,457
合計		126,534,913	－	124,441,456	2,093,457

（注１）　時価の算定方法

為替予約取引

１　計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２　計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

３　上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	iShares Core S&P 500 ETF	254,066.000	158,702,326.900	
		iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	121,096.000	5,955,501.280	
	アメリカドル　小計		375,162.000	164,657,828.180 (24,310,081,751)	
	カナダドル	iShares Core S&P/TSX Capped Composite Index ETF	249,079.000	10,750,249.640	
	カナダドル　小計		249,079.000	10,750,249.640 (1,151,029,229)	
	ユーロ	iShares Core MSCI Europe UCITS ETF	914,668.000	30,467,591.080	
	ユーロ　小計		914,668.000	30,467,591.080 (5,198,989,742)	
投資信託受益証券　合計				30,660,100,722 (30,660,100,722)	
合計				30,660,100,722 (30,660,100,722)	

（注１）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注２）１　各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

２　合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券　2銘柄	100.0%	79.2%
カナダドル	投資信託受益証券　1銘柄	100.0%	3.8%
ユーロ	投資信託受益証券　1銘柄	100.0%	17.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

項目	（2025年８月４日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	55,948,823
金銭信託	25,611,978
株式	23,030,089
投資証券	5,067,959,143
派生商品評価勘定	93,013
未収入金	197,238
未収配当金	7,216,338
差入委託証拠金	7,378,158
流動資産合計	5,187,434,780
資産合計	5,187,434,780
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,399,099
未払解約金	49,179
流動負債合計	1,448,278
負債合計	1,448,278
純資産の部	
元本等	
元本	1,978,259,839
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	3,207,726,663
元本等合計	5,185,986,502
純資産合計	5,185,986,502
負債純資産合計	5,187,434,780

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月３日から翌年11月２日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年８月４日現在）
１　当該計算日における受益権総数	1,978,259,839口
２　１口当たり純資産額	2.6215円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、不動産投信関連では不動産投信指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。不動産投信指数先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。不動産投信指数先物取引に係る主要リスクは、株式相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

（１）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（２）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（３）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（2025年８月４日現在）

１　貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２　時価の算定方法
（１）有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
（２）デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「３　デリバティブ取引関係」に記載しております。
（３）上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

４　金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。

Ⅲ　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和３年９月24日改正内閣府令第61号）第２条第５項に従い、記載を省略しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1　本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2025年８月４日現在）	
同計算期間の期首元本額	2,085,987,927円
同計算期間中の追加設定元本額	638,356,055円
同計算期間中の一部解約元本額	746,084,143円
同計算期間末日の元本額※	1,978,259,839円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ　先進国リートインデックス・ファンド	268,188,478円
先進国リートインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	2,610,368円
ブラックロックLifePathファンド2055	89,622,667円
ブラックロックLifePathファンド2045	78,633,252円
ブラックロックLifePathファンド2035	85,186,569円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,153,000,914円
ブラックロックLifePathファンド2030	56,089,296円
ブラックロックLifePathファンド2040	83,819,787円
ブラックロックLifePathファンド2050	67,522,112円
ブラックロックLifePathファンド2025	10,712,471円
ブラックロックLifePathファンド2060	36,752,752円
ブラックロックLifePathファンド2065	45,872,637円
ブラックロックLifePathファンド2070	248,536円
合計	1,978,259,839円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	（2025年８月４日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△70,322
投資証券	△284,575,462
合計	△284,645,784

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

３　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

不動産投信関連

区分	種類	（2025年８月４日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建				
	アメリカドル	53,337,903	－	53,342,332	4,429
	ユーロ	28,292,965	－	26,982,450	△1,310,515
合計		81,630,868	－	80,324,782	△1,306,086

（注１）　時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

１　不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

２　不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

（注２）　上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BROADSTONE NET LEASE	4,464	16.230	72,450.720	
アメリカドル　小計		4,464		72,450.720 (10,696,624)	
オーストラリアドル	BWP PROPERTY GROUP LTD	13,176	3.580	47,170.080	
オーストラリアドル　小計		13,176		47,170.080 (4,509,931)	
カナダドル	NEXUS INDUSTRIAL REIT	1,004	7.600	7,630.400	
カナダドル　小計		1,004		7,630.400 (816,987)	
ユーロ	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	1,104	26.650	29,421.600	
	STONEWEG EUROPE STAPLED TRUS	7,320	1.590	11,638.800	
ユーロ　小計		8,424		41,060.400 (7,006,547)	
合計				23,030,089 (23,030,089)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	ACADIA REALTY TRUST	3,100.000	57,350.000	
		AGREE REALTY CORP	2,629.000	193,836.170	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	1,720.000	30,942.800	
		ALEXANDER'S INC	47.000	11,526.750	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	3,681.000	279,792.810	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	288.000	4,069.440	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,118.000	20,906.600	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	3,777.000	146,887.530	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	7,578.000	266,669.820	
		AMERICOLD REALTY TRUST	6,191.000	97,260.610	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	3,077.000	25,816.030	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	5,283.000	60,912.990	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	1,769.000	11,834.610	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,385.000	624,329.400	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	1,444.000	3,003.520	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	4,019.000	15,312.390	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	7,337.000	186,873.390	
		BRT APARTMENTS CORP	319.000	4,631.880	
		BXP INC	3,481.000	224,942.220	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	2,548.000	272,508.600	
		CARETRUST REIT INC	4,529.000	144,882.710	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	349.000	9,269.440	
		CENTERSPACE	392.000	21,246.400	
		CHATHAM LODGING TRUST	1,003.000	6,669.950	
		CITY OFFICE REIT INC	851.000	5,897.430	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	598.000	9,173.320	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	2,663.000	72,646.640	
		COUSINS PROPERTIES INC	4,050.000	107,446.500	
		CTO REALTY GROWTH INC	721.000	11,853.240	
		CUBESMART	5,437.000	216,936.300	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	2,238.000	48,989.820	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	4,915.000	37,206.550	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	23,500.000	12,102.500	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	7,536.000	1,297,774.560	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	5,141.000	16,811.070	
		DOUGLAS EMMETT INC	3,783.000	56,404.530	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	3,800.000	0.030	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	1,035.000	22,583.700	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	1,244.000	201,490.680	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	3,218.000	23,008.700	
		EPR PROPERTIES TRUST	1,836.000	100,998.360	
		EQUINIX INC	2,328.000	1,796,634.000	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	4,563.000	274,966.380	
		EQUITY RESIDENTIAL	8,140.000	510,785.000	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	4,668.000	142,560.720	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,533.000	393,551.760	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	5,054.000	704,022.200	
		FARMLAND PARTNERS INC	1,042.000	11,055.620	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	1,854.000	167,990.940	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST	3,134.000	150,055.920	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	2,367.000	60,334.830	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	2,691.000	4,332.510	
		FRONTVIEW REIT INC	371.000	4,192.300	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	6,549.000	302,236.350	
		GETTY REALTY CORP	1,199.000	33,619.960	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	1,146.000	14,909.460	
		GLADSTONE LAND CORP	901.000	8,208.110	

GLOBAL MEDICAL REIT INC	1,487.000	10,037.250	
GLOBAL NET LEASE INC	4,689.000	32,260.320	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	8,382.000	138,638.280	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	16,554.000	277,610.580	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	2,548.000	72,923.760	
HOST HOTELS & RESORTS INC	16,543.000	256,912.790	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	7,993.000	19,263.130	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	5,595.000	93,772.200	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	1,204.000	6,465.480	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	671.000	34,469.270	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	1,834.000	49,573.020	
INVITATION HOMES INC	13,571.000	411,744.140	
IRON MOUNTAIN INC	7,024.000	661,169.120	
JBG SMITH PROPERTIES	1,727.000	36,111.570	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	17,300.000	3,460.000	
KILROY REALTY CORP	2,517.000	91,996.350	
KIMCO REALTY CORP	16,109.000	334,100.660	
KITE REALTY GROUP TRUST	5,201.000	112,549.640	
LAMAR ADVERTISING CO-A	2,102.000	254,152.820	
LINEAGE INC	1,406.000	59,544.100	
LTC PROPERTIES INC	1,072.000	36,758.880	
LXP INDUSTRIAL TRUST	7,001.000	54,257.750	
MACERICH CO/THE	6,037.000	97,437.180	
MANULIFE US REAL ESTATE INV	35,594.000	2,278.010	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	14,214.000	57,708.840	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	2,786.000	390,040.000	
MILLROSE PROPERTIES	2,847.000	85,239.180	
MODIV INDUSTRIAL INC	218.000	3,128.300	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	1,660.000	49,136.000	
NATL HEALTH INVESTORS INC	1,110.000	79,176.300	
NET LEASE OFFICE PROPERTY	350.000	11,511.500	
NETSTREIT CORP	1,931.000	35,356.610	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	976.000	4,245.600	
NEXPOINT RESIDENTIAL	510.000	15,697.800	
NNN REIT INC	4,441.000	186,610.820	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	6,907.000	275,934.650	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	425.000	9,396.750	
ORION PROPERTIES INC	1,391.000	3,602.690	
OUTFRONT MEDIA INC	3,262.000	56,171.640	
PARAMOUNT GROUP INC	4,326.000	26,258.820	
PARK HOTELS & RESORTS INC-WI	4,884.000	50,012.160	
PEAKSTONE REALTY TRUST	805.000	10,980.200	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	2,834.000	27,489.800	
PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	2,964.000	99,382.920	
PIEDMONT REALTY TRUST INC	2,938.000	21,506.160	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	905.000	13,022.950	
POSTAL REALTY TRUST INC- A	494.000	6,767.800	
PRIME US REIT	21,890.000	3,786.970	
PROLOGIS INC	22,092.000	2,317,671.720	
PUBLIC STORAGE	3,758.000	1,048,068.620	
REALTY INCOME CORP	21,500.000	1,216,255.000	
REGENCY CENTERS CORP	3,899.000	274,801.520	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	5,645.000	202,768.400	
RLJ LODGING TRUST	3,591.000	25,927.020	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,443.000	134,069.130	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	5,601.000	102,442.290	
SAFEHOLD INC	1,070.000	15,076.300	
SAUL CENTERS INC	286.000	9,074.780	
SERVICE PROPERTIES TRUST	4,408.000	11,416.720	

	SILA REALTY TRUST INC	1,303.000	32,509.850	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	7,306.000	1,173,928.080	
	SITE CENTERS CORP	1,115.000	11,852.450	
	SL GREEN REALTY CORP	1,700.000	94,792.000	
	STAG INDUSTRIAL INC	4,485.000	154,239.150	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	2,398.000	12,061.940	
	SUN COMMUNITIES INC	2,859.000	355,373.700	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	4,756.000	41,091.840	
	TANGER INC	2,703.000	79,792.560	
	TERRENO REALTY CORP	2,483.000	134,752.410	
	UDR INC	7,188.000	277,959.960	
	UMH PROPERTIES INC	1,882.000	30,544.860	
	UNITI GROUP INC	5,779.000	28,374.890	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	276.000	10,653.600	
	URBAN EDGE PROPERTIES	2,971.000	56,538.130	
	VENTAS INC	10,744.000	725,220.000	
	VERIS RESIDENTIAL INC	1,912.000	26,462.080	
	VICI PROPERTIES INC	25,152.000	832,782.720	
	VORNADO REALTY TRUST	3,995.000	150,371.800	
	WASHINGTON REIT	2,084.000	31,489.240	
	WELLTOWER INC	14,788.000	2,458,357.120	
	WHITESTONE REIT	1,055.000	12,449.000	
	WP CAREY INC	5,220.000	339,195.600	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	2,410.000	30,076.800	
アメリカドル　小計		648,256.000	26,670,348.090 (3,937,610,195)	
イギリスポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	7,484.000	408.620	
	AEW UK REIT PLC	4,470.000	4,711.380	
	ASSURA PLC	70,801.000	35,103.130	
	BIG YELLOW GROUP PLC	4,657.000	43,077.250	
	BRITISH LAND COMPANY PLC	23,655.000	81,940.920	
	CLS HOLDINGS PLC	3,982.000	2,604.220	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME RE	9,831.000	7,766.490	
	DERWENT LONDON PLC	2,658.000	50,023.560	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	15,502.000	15,036.940	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	9,616.000	31,492.400	
	HAMMERSON PLC	10,557.000	31,079.800	
	HELICAL PLC	2,541.000	5,641.020	
	HOME REIT PLC	10,733.000	1,223.560	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	17,636.000	101,142.460	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	6,944.000	2,666.490	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	55,180.000	104,124.660	
	NEWRIVER REIT PLC	12,460.000	8,846.600	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	12,420.000	9,600.660	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	31,641.000	30,470.280	
	PRS REIT PLC/THE	12,189.000	12,920.340	
	REGIONAL REIT LTD	3,266.000	3,932.260	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	5,173.000	34,400.450	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	10,949.000	5,693.480	
	SEGRO PLC	32,288.000	203,608.120	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	46,241.000	72,043.470	
	SOCIAL HOUSING REIT PLC	8,011.000	5,503.550	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	29,504.000	23,573.690	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	14,684.000	14,346.260	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	58,729.000	81,457.120	
	UNITE GROUP PLC	9,836.000	73,229.020	
	WAREHOUSE REIT PLC	10,345.000	11,855.370	
	WORKSPACE GROUP PLC	3,275.000	13,001.750	
イギリスポンド　小計		557,258.000	1,122,525.320	

			(219,801,683)	
イスラエルシュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	17,996.000	39,681.180	
	REIT 1 LTD	4,614.000	102,938.340	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	5,682.000	59,661.000	
イスラエルシュケル　小計		28,292.000	202,280.520 (8,750,129)	
オーストラリアドル	ABACUS GROUP	9,819.000	11,586.420	
	ABACUS STORAGE KING	13,341.000	21,078.780	
	ARENA REIT	9,395.000	34,573.600	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	19,492.000	36,352.580	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	12,627.000	40,027.590	
	CENTURIA OFFICE REIT	10,670.000	13,444.200	
	CHARTER HALL GROUP	11,198.000	223,064.160	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	15,468.000	63,728.160	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	12,247.000	47,028.480	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE	7,612.000	22,683.760	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	29,244.000	12,136.260	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	4,970.000	13,916.000	
	DEXUS/AU	26,034.000	183,279.360	
	DIGICO INFRASTRUCTURE REIT	9,248.000	30,056.000	
	GOODMAN GROUP	48,363.000	1,675,294.320	
	GPT GROUP	45,351.000	229,476.060	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	6,823.000	16,579.890	
	HEALTHCO REIT	11,533.000	8,938.070	
	HOMECO DAILY NEEDS REIT	42,395.000	53,417.700	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	8,877.000	46,870.560	
	MIRVAC GROUP	93,417.000	209,254.080	
	NATIONAL STORAGE REIT	32,714.000	77,859.320	
	REGION GROUP	27,530.000	64,144.900	
	RURAL FUNDS GROUP	9,673.000	17,411.400	
	SCENTRE GROUP	124,326.000	463,735.980	
	STOCKLAND	57,361.000	314,911.890	
	VICINITY CENTRES	93,109.000	227,185.960	
	WAYPOINT REIT LTD	15,906.000	39,765.000	
オーストラリアドル　小計		808,743.000	4,197,800.480 (401,351,704)	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	1,484.000	25,346.720	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	1,188.000	8,767.440	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	569.000	40,626.600	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,865.000	81,556.450	
	CHOICE PROPERTIES REIT	3,804.000	53,978.760	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	1,376.000	19,745.600	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,263.000	19,437.570	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	3,227.000	37,142.770	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	225.000	3,694.500	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	2,463.000	45,885.690	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	722.000	53,312.480	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	3,046.000	35,150.840	
	INTERRENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,658.000	21,835.860	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	1,389.000	25,238.130	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	445.000	6,096.500	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	424.000	7,704.080	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	2,772.000	13,222.440	
	PRIMARIS REIT	1,198.000	17,718.420	

	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	3,442.000	60,475.940	
	SLATE GROCERY REIT	639.000	9,054.630	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INVESTMENT	1,678.000	42,621.200	
カナダドル　小計		34,877.000	628,612.620 (67,305,553)	
シンガポールドル	AIMS APAC REIT	15,231.000	20,561.850	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	60,214.000	53,590.460	
	CAPITALAND CHINA TRUST	28,651.000	21,344.990	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL	134,509.000	294,574.710	
	CAPLAND ASCENDAS REIT	84,555.000	231,680.700	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	16,500.000	13,117.500	
	EC WORLD REIT	5,900.000	991.200	
	ESR-REIT	14,982.000	41,050.680	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	23,200.000	13,804.000	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	32,025.000	71,095.500	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	69,494.000	59,764.840	
	KEPPEL DC REIT	43,766.000	100,224.140	
	KEPPEL REIT	56,800.000	53,960.000	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	41,261.000	22,693.550	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	49,180.000	99,343.600	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	80,274.000	92,315.100	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	54,835.000	70,188.800	
	OUE REAL ESTATE INVESTMENT T	50,000.000	14,750.000	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	9,900.000	39,402.000	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	13,000.000	8,775.000	
	STARHILL GLOBAL REIT	34,500.000	18,802.500	
	SUNTEC REIT	52,100.000	60,957.000	
シンガポールドル　小計		970,877.000	1,402,988.120 (160,642,140)	
ニュージーランドドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	24,781.000	49,809.810	
ニュージーランドドル　小計		24,781.000	49,809.810 (4,348,396)	
ユーロ	AEDIFICA	1,126.000	73,077.400	
	ALTAREA	111.000	11,632.800	
	CARE PROPERTY INVEST	915.000	11,419.200	
	CARMILA	1,508.000	25,696.320	
	COFINIMMO	902.000	68,371.600	
	COVIVIO	1,268.000	71,071.400	
	GECINA SA	1,235.000	105,716.000	
	HAMBORNER REIT AG	1,909.000	10,709.490	
	ICADE	740.000	15,258.800	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	1,216.000	3,793.920	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	8,020.000	46,115.000	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	11,739.000	11,386.830	
	KLEPIERRE	5,229.000	175,485.240	
	MERCIALYS	2,089.000	22,477.640	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	9,342.000	113,411.880	
	MONTEA	493.000	32,192.900	
	NSI NV	488.000	10,418.800	
	RETAIL ESTATES	299.000	19,494.800	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	723.000	24,328.950	
	UNIBAIL-RODAMCO WESTFIELD	2,457.000	206,830.260	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	4,320.000	88,473.600	
	WERELDHAVE NV	926.000	16,408.720	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	867.000	26,616.900	
ユーロ　小計		57,922.000	1,190,388.450	

				(203,127,885)	
	韓国ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	4,746.000	20,004,390.000	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	1,298.000	5,678,750.000	
		JR REIT XXVII	3,911.000	9,660,170.000	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	1,214.000	5,359,810.000	
		LOTTE REIT CO LTD	3,199.000	12,076,225.000	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	2,796.000	15,266,160.000	
		SK REITS CO LTD	3,320.000	15,902,800.000	
	韓国ウォン　小計		20,484.000	83,948,305.000 (8,940,494)	
	香港ドル	CHAMPION REIT	49,000.000	103,880.000	
		FORTUNE REIT	36,000.000	178,560.000	
		LINK REIT	61,100.000	2,621,190.000	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	17,000.000	37,570.000	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	47,000.000	41,830.000	
	香港ドル　小計		210,100.000	2,983,030.000 (56,080,964)	
投資証券　合計				5,067,959,143 (5,067,959,143)	
合計				5,067,959,143 (5,067,959,143)	

（注１）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注２）１　各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

２　合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式	1銘柄	0.3%	－%	77.5%
	投資証券	140銘柄	－%	99.7%	
イギリスポンド	投資証券	32銘柄	－%	100.0%	4.3%
イスラエルシュケル	投資証券	3銘柄	－%	100.0%	0.2%
オーストラリアドル	株式	1銘柄	1.1%	－%	8.0%
	投資証券	28銘柄	－%	98.9%	
カナダドル	株式	1銘柄	1.2%	－%	1.3%
	投資証券	21銘柄	－%	98.8%	
シンガポールドル	投資証券	22銘柄	－%	100.0%	3.2%
ニュージーランドドル	投資証券	1銘柄	－%	100.0%	0.1%
ユーロ	株式	2銘柄	3.3%	－%	4.1%
	投資証券	23銘柄	－%	96.7%	
韓国ウォン	投資証券	7銘柄	－%	100.0%	0.2%
香港ドル	投資証券	5銘柄	－%	100.0%	1.1%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2025年７月末現在)
「ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド」

Ⅰ　資産総額	45,701,969,362円
Ⅱ　負債総額	145,206,261円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	45,556,763,101円
Ⅳ　発行済数量	28,653,269,988口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.5899円

(参考情報)
「国内債券インデックス・マザーファンド」

Ⅰ　資産総額	54,021,327,822円
Ⅱ　負債総額	168,616,760円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	53,852,711,062円
Ⅳ　発行済数量	54,329,346,707口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.9912円

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

Ⅰ　資産総額	38,368,637,489円
Ⅱ　負債総額	318,494,182円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	38,050,143,307円
Ⅳ　発行済数量	23,264,526,092口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.6355円

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

Ⅰ　資産総額	35,044,305,174円
Ⅱ　負債総額	13,172,923円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	35,031,132,251円
Ⅳ　発行済数量	6,678,841,593口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	5.2451円

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

Ⅰ　資産総額	5,341,334,324円
Ⅱ　負債総額	1,163,293円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	5,340,171,031円
Ⅳ　発行済数量	1,978,179,933口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	2.6995円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

２　受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

３　投資者に対する特典

該当事項はありません。

４　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

５　受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

６　受益権の譲渡

①　投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

７　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

８　受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

９　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10　質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

① 資本金　　3,120百万円

② 発行する株式の総数　　36,000株

③ 発行済株式の総数　　15,000株

④ 直近５ヵ年における主な資本金の額の増減　　該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

＜株主総会＞

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

＜エグゼクティブ委員会他各委員会＞

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

<u>投資委員会</u>

・投資委員会にて運用に係る投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

<u>運用担当部署</u>

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

<u>ポートフォリオ・マネジャー</u>

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

<u>リスク管理</u>

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年７月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	199	13,566,197
単位型株式投資信託	72	474,991
合計	271	14,041,189

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自2024年1月1日　至2024年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,222	18,849
立替金		42	40
前払費用		153	163
未収入金	※２	2	0
未収委託者報酬		2,178	2,623
未収運用受託報酬		2,712	3,431
未収収益	※２	1,839	1,933
為替予約		1	-
その他流動資産		-	-
流動資産計		26,153	27,042
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※１	500	408
器具備品	※１	432	334
有形固定資産計		932	742
無形固定資産			
ソフトウエア		12	7
無形固定資産計		12	7
投資その他の資産			
投資有価証券		22	32
長期差入保証金		812	820
前払年金費用		1,142	1,241
長期前払費用		6	3
繰延税金資産		732	955
投資その他の資産計		2,717	3,054
固定資産計		3,662	3,805
資産合計		29,815	30,847

（単位：百万円）

		第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		144	85
未払金	※２		
未払収益分配金		5	5
未払償還金		70	70
未払手数料		432	530
その他未払金		69	62
未払費用	※２	945	1,243
未払消費税等		192	424
未払法人税等		1,472	2,223
為替予約		-	3
前受金		254	162
賞与引当金		1,902	2,330
役員賞与引当金		146	147
早期退職慰労引当金		176	129
流動負債計		5,814	7,420
固定負債			
退職給付引当金		101	103
資産除去債務		963	964
固定負債計		1,064	1,068
負債合計		6,879	8,488
純資産の部			
株主資本			
資本金		3,120	3,120
資本剰余金			
資本準備金		3,001	3,001
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,847	6,847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		12,632	12,054
利益剰余金合計		12,968	12,391
株主資本合計		22,936	22,359
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△0	△0
評価・換算差額等合計		△0	△0
純資産合計		22,936	22,359
負債・純資産合計		29,815	30,847

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第37期 （自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日）	第38期 （自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日）
営業収益			
委託者報酬		6,885	8,337
運用受託報酬	※１	8,621	10,459
その他営業収益	※１	18,148	19,213
営業収益計		33,655	38,009
営業費用			
支払手数料		1,597	1,990
広告宣伝費		152	259
調査費			
調査費		357	352
委託調査費	※１	4,651	5,494
調査費計		5,009	5,846
委託計算費		117	92
営業雑経費			
通信費		88	119
印刷費		87	81
諸会費		44	39
営業雑経費計		220	240
営業費用計		7,097	8,430
一般管理費			
給料			
役員報酬		694	425
給料・手当		5,875	5,749
賞与		2,563	2,880
給料計		9,133	9,055
退職給付費用		489	430
福利厚生費		1,185	1,151
事務委託費	※１	4,562	6,695
交際費		69	52
旅費交通費		193	223
租税公課		294	317
不動産賃借料		904	814
水道光熱費		82	70
固定資産減価償却費		473	298
資産除去債務利息費用		2	1
事務過誤取引損		3	0
諸経費		484	459
一般管理費計		17,878	19,571
営業利益		8,678	10,007

(単位：百万円)

	第37期 (自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日)	第38期 (自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日)
営業外収益		
受取利息	-	3
有価証券売却益	-	6
為替差益	-	153
その他	0	1
営業外収益計	0	164
営業外費用		
支払手数料	-	1
有価証券売却損	0	-
為替差損	16	-
固定資産除却損	4	0
その他	0	0
営業外費用計	23	2
経常利益	8,656	10,169
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	203	128
特別損失計	203	128
税引前当期純利益	8,453	10,041
法人税、住民税及び事業税	2,633	3,441
法人税等調整額	163	△223
当期純利益	5,656	6,822

（３）【株主資本等変動計算書】

第37期　(自　2023年1月1日　至　2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2023年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	△3	△3	20,576
当期変動額											
剰余金の配当						△3,300	△3,300	△3,300			△3,300
当期純利益						5,656	5,656	5,656			5,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									3	3	3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,356	2,356	2,356	3	3	2,359
2023年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936

第38期　(自　2024年1月1日　至　2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	△0	△0	22,936
当期変動額											
剰余金の配当						△7,400	△7,400	△7,400			△7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822			6,822
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									△0	△0	△0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△577	△577	△577	△0	△0	△577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	△0	△0	22,359

注　記　事　項

［重要な会計方針］

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2.　デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.　固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

①　旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

②　確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

③　確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
建物附属設備	2,737　百万円	2,852　百万円
器具備品	1,482　百万円	1,455　百万円

※２　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
未収収益	302　百万円	189　百万円
その他未払金	53　百万円	54　百万円
未払費用	52　百万円	27　百万円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500　百万円	3,500　百万円
借入実行残高	―	―
差引額	3,500　百万円	3,500　百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日)	当事業年度 (自　2024年 1月 1日 至　2024年12月31日)
運用受託報酬	282　百万円	284　百万円
その他営業収益	6,983　百万円	6,381　百万円
委託調査費	1,196　百万円	1,222　百万円
事務委託費	1,619　百万円	2,430　百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	―	―	15,000

2.　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年3月30日株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

当事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

1．　発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	―	―	15,000

2．　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月28日株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度（自　2023年 1月 1日　至　2023年12月31日）	当事業年度（自　2024年 1月 1日　至　2024年12月31日）
１年以内	522　百万円	737　百万円
１年超	1,413　百万円	676　百万円
合計	1,936　百万円	1,413　百万円

（金融商品関係）

1．　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度　（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	812	791	△21

当事業年度　（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	△27

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度　（2023年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	19,222	―	―	―
(2)　未収委託者報酬	2,178	―	―	―
(3)　未収運用受託報酬	2,712	―	―	―
(4)　未収収益	1,839	―	―	―
合計	25,953	―	―	―

当事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	18,849	―	―	―
(2)　未収委託者報酬	2,623	―	―	―
(3)　未収運用受託報酬	3,431	―	―	―
(4)　未収収益	1,933	―	―	―
合計	26,837	―	―	―

3．　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前事業年度　（2023年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	791	-	791

当事業年度　（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

(注)　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。

（退職給付関係）
前事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）
1．　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2．　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	△427
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,834

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3,368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	△427
年金資産の期末残高	3,500

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733
年金資産	△3,500
	△767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	△666
未認識数理計算上の差異	△401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	△1,142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,041

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	△97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605

（注）特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2．　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	△390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	△36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	△390
年金資産の期末残高	3,661

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	△3,661
	△862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	△759
未認識数理計算上の差異	△400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	△1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	△147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

（注）特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円 でありました。

（税効果会計関係）

1．　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	192	286
賞与引当金	582	713
資産除去債務	295	295
未払事業税	89	122
早期退職慰労引当金	54	39
退職給付引当金	30	31
その他	0	0
繰延税金資産合計	1,244	1,489
繰延税金負債		
前払年金費用	△349	△380
資産除去債務に対応する除去費用	△44	△35
その他	△117	△117
繰延税金負債合計	△512	△533
繰延税金資産の純額	732	955

（注）前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	732	955

2．　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.3
その他	△0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%	32.0%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
期首残高	961	963
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	2	1
期末残高	963	964

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
委託者報酬	6,885 百万円	8,337 百万円
運用受託報酬	8,526 百万円	10,000 百万円
成功報酬 （注）	95 百万円	458 百万円
その他営業収益	18,148 百万円	19,213 百万円
合計	33,655 百万円	38,009 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6．収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（セグメント情報等）

前事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,885	8,621	18,148	33,655

(2) 地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
15,053	14,702	3,899	33,655

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	7,266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,097	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

(2) 地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1.　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	1,190百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	282	未収収益	302
							受入手数料	6,983		
							委託調査費	1,196	未払費用	52
							事務委託費	1,619		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	1,190百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	284	未収収益	189
							受入手数料	6,381		
							委託調査費	1,222	未払費用	27
							事務委託費	2,430		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	5,097	未収収益	886
							委託調査費	11		
							事務委託費	24		

当事業年度　（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

（注）　１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2．　親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ブラックロック・ファイナンス・インク（非上場）
ブラックロック・ホールドコ・２・インク（非上場）
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）
ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）
ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）
ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）
ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）
ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
１株当たり純資産額	1,529,103 円 11 銭	1,490,611 円 39 銭
１株当たり当期純利益金額	377,073 円 92 銭	454,844 円 60 銭

（注） １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
当期純利益 （百万円）	5,656	6,822
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（百万円）	5,656	6,822
普通株式の期中平均株式数 （株）	15,000	15,000

【中間財務諸表】

1．中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自2025年1月1日　至2025年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		中間会計期間末 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※2	13,966
立替金		23
前払費用		142
未収入金		0
未収委託者報酬		2,588
未収運用受託報酬		2,398
未収収益		2,271
その他		0
流動資産計		21,390
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1	385
器具備品	※1	281
有形固定資産計		666
無形固定資産		
ソフトウエア		6
無形固定資産計		6
投資その他の資産		
投資有価証券		33
長期差入保証金		825
前払年金費用		1,279
長期前払費用		1
繰延税金資産		406
投資その他の資産計		2,544
固定資産計		3,217
資産合計		24,607

(単位：百万円)

	中間会計期間末 (2025年6月30日)
負債の部	
流動負債	
預り金	173
未払金	
未払収益分配金	5
未払償還金	70
未払手数料	540
その他未払金	46
未払費用	829
未払消費税等	280
未払法人税等	1,065
前受金	398
賞与引当金	1,077
役員賞与引当金	152
早期退職慰労引当金	62
流動負債計	4,703
固定負債	
退職給付引当金	106
資産除去債務	965
固定負債計	1,072
負債合計	5,775
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,120
資本剰余金	
資本準備金	3,001
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,847
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,527
利益剰余金合計	8,864
株主資本合計	18,832
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0
純資産合計	18,832
負債・純資産合計	24,607

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		中間会計期間 (自　2025年1月1日 至　2025年6月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,389
運用受託報酬		5,879
その他営業収益		9,678
営業収益計		19,947
営業費用		
支払手数料		1,096
広告宣伝費		66
調査費		
調査費		185
委託調査費		3,549
調査費計		3,735
委託計算費		21
営業雑経費		
通信費		50
印刷費		41
諸会費		22
営業雑経費計		114
営業費用計		5,033
一般管理費		
給料		
役員報酬		349
給料・手当		2,952
賞与		1,625
給料計		4,927
退職給付費用		238
福利厚生費		591
事務委託費		3,346
交際費		20
旅費交通費		117
租税公課		146
不動産賃借料		403
水道光熱費		28
固定資産減価償却費	※1	121
資産除去債務利息費用		0
諸経費		312
一般管理費計		10,254
営業利益		4,659

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自　2025年1月1日 至　2025年6月30日)
営業外収益	
受取利息	8
その他	0
営業外収益計	8
営業外費用	
支払手数料	0
為替差損	79
営業外費用計	80
経常利益	4,587
特別利益	
特別利益計	-
特別損失	
特別損失計	-
税引前中間純利益	4,587
法人税、住民税及び事業税	964
法人税等調整額	549
中間純利益	3,073

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間　(自　2025年1月1日　至　2025年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
						繰越利益剰余金					
当期首残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	△0	△0	22,359
当中間期変動額											
剰余金の配当						△6,600	△6,600	△6,600			△6,600
中間純利益						3,073	3,073	3,073			3,073
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									0	0	0
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△3,526	△3,526	△3,526	0	0	△3,526
当中間期末残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	8,527	8,864	18,832	0	0	18,832

注　記　事　項

(重要な会計方針)

項　目	中間会計期間 自　2025年1月 1日 至　2025年6月30日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3．固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金の計上方法 ① 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 ② 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。 ③ 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。 (3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

	(4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (5) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
5．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。 運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。 その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。 成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。
7．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	グループ通算制度の適用 当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（中間貸借対照表関係）

中間会計期間 2025年6月30日
※1　有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　2,896百万円 器具備品　1,530百万円 ※2　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額　3,500百万円 借入実行残高　－ 差引額　3,500百万円

（中間損益計算書関係）

中間会計期間 自　2025年1月 1日 至　2025年6月30日
※1　減価償却実施額 有形固定資産　119百万円 無形固定資産　1百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間
自　2025年1月 1日
至　2025年6月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	－	－	15,000
合計	15,000	－	－	15,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年3月26日 株主総会決議	普通株式	6,600	440,000	2024年12月31日	2025年3月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

中間会計期間
自　2025年1月 1日
至　2025年6月30日

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年以内	737百万円
１年超	307百万円
合計	1,045百万円

（金融商品関係）

中間会計期間
自　2025年1月 1日
至　2025年6月30日

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、金額的重要性が低いものは含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	825	797	△27

（注 1）

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

（注 2）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

3.　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	-	797	-	797

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、期待現在価値法（確実性等価法）により、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、合理的に見積もった残存期間に対応するリスクフリーレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

中間会計期間 自　2025年1月 1日 至　2025年6月30日
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1.　当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2.　当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3.　当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高　964百万円 有形固定資産の取得に伴う増加額　-百万円 時の経過による調整額　0百万円 中間会計期間末残高　965百万円

(収益認識関係)

中間会計期間 自　2025年1月 1日 至　2025年6月30日
1.　顧客との契約から生じる収益を分解した情報 委託者報酬　4,389百万円 運用受託報酬　5,129百万円 成功報酬　（注）　750百万円 その他営業収益　9,678百万円 合計　19,947百万円 （注）成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。 2.　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 （重要な会計方針）6．収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。 3.　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

中間会計期間
自　2025年1月 1日
至　2025年6月30日

1.　セグメント情報
当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報
(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,389	5,879	9,678	19,947

(2) 地域ごとの情報
①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
10,115	7,563	2,268	19,947

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報
営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	3,387	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,190	投資運用業

(１株当たり情報)

中間会計期間
自　2025年1月 1日
至　2025年6月30日

１株当たり純資産額	1,255,496円05銭
１株当たり中間純利益	204,872円60銭

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

１株当たり中間純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純利益	3,073百万円
１株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	3,073百万円
期中平均株式数	15,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年９月18日	証券業登録に伴う商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年９月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年７月１日	グループ会社の１つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年７月１日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年６月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月２日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年４月１日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月５日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月１日	決算期を３月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称　　：みずほ信託銀行株式会社
・資本金の額　　：247,369百万円（2025年３月末現在）
・事業の内容　　：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社の概要＞
・名称　　：株式会社日本カストディ銀行
・資本金の額　　：51,000百万円（2025年３月末現在）
・事業の内容　　：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
・再信託の目的　　：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円）（2025年３月末現在）	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,771,093	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
ＰａｙＰａｙ銀行株式会社	72,216	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323	
立花証券株式会社社	6,695	
松井証券株式会社	11,945	
マネックス証券株式会社	13,195	
三菱ＵＦＪ eスマート証券株式会社	7,196	
ｍｏｏｍｏｏ証券株式会社	5,869	
楽天証券株式会社	19,495	

(3) 投資顧問会社

・名称　　：ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド
・資本金の額　　：10百万香港ドル（円貨換算＊　約204百万円、2024年12月末現在）
＊　香港ドルの円貨換算は、2024年12月末現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１香港ドル＝20.38円）によります。
・事業の内容　　：投資運用業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第３【その他】

１　交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

①　委託会社名

②　金融商品取引業者登録番号

③　設立年月日

④　資本金

⑤　当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

⑥　「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

①　委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

②　請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第４条第１項または第２項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

①　届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②　届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

①　商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

②　投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

③　請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

④　「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

２　交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

３　目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

４　目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　若　林　亜　希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年10月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴田　光夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドの2024年8月3日から2025年8月4日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドの2025年8月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　若　林　亜　希

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。